

福祉文教委員会会議録

令和5年12月12日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 17：42

【 案 件 】

1. 議案第61号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
2. 議案第68号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
4. 議案第89号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
5. 請願第 1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願
6. 請願第 4号 介護保険料の引き下げに関する請願

【 報告事項 】

1. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）の市民意見募集について
（高齢介護課）
2. 第4期飯塚市障がい者計画及び第7期飯塚市障がい福祉計画・第3期飯塚市障がい児福祉計画（素案）の市民意見募集について
（社会・障がい者福祉課）

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開催いたします。

「議案第61号 令和5年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第61号 令和5年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の175ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5968万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億1252万3千円とするものでございます。主に、4月から補正予算要求時点までの実績をもとに、伸び率等を勘案して積算しました経費の見直しと今後の所要額を補正するものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入の179ページをお願いいたします。歳入歳出予算の主なものを説明いたします。

まずは、歳入からご説明いたします。1款1項1目、第1号被保険者保険料では、補正予算要求時点までの実績をもとにいたしまして、2827万3千円を減額するものでございます。

次に、179ページから182ページの4款、国庫支出金、5款、支払基金交付金、6款、県支出金及び8款繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で補正をするものでございます。

182ページ、9款、繰越金では、令和4年度決算の確定に伴いまして、4億4172万8千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、184ページからとなります。186ページからの2款、保険給付費では、今年度4月から補正予算要求時点までの各給付費の実績をもとに、伸び率等を勘案して積算しました経費の見直しと今後の所要額を補正するもので、保険給付費全体で、

213万8千円を増額し、総額を139億5043万6千円にするものでございます。

次に、189ページからの地域支援事業費は、保険給付費と同様に補正をするもので、地域支援事業費全体で6793万5千円を減額し、総額を11億218万5千円にするものでございます。

次に、192ページの4款、基金積立金の介護保険給付費等準備基金管理費では、1億3335万1千円を追加し、総額を2億6321万8千円にするものでございます。

次に、193ページの5款、諸支出金の償還金では、令和4年度の介護給付費等の確定に伴う、国、支払基金及び県からの交付金等の超過受入れ分等を返還するため、3億212万5千円を計上するものでございます。

以上で、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今回補正によって、予算規模は全体として幾らになるか、お尋ねします。

○高齢介護課長

予算規模は159億1252万3千円となります。

○川上委員

この中で先ほど介護保険給付費等準備基金管理費増につき、補正前1億2986万7千円のところを、今回、補正増で1億3335万1千円と、補正後額は2億6321万8千円ということなんですけども、これについて、どういう事業か、少し説明してもらっていいですか。

○高齢介護課長

介護保険給付費等準備基金管理費の増につきましては、内訳は、基金積立金1億3389万7千円の増、預金利子積立金3千円の減、基金運用収支積立金54万3千円の減となっております。

○川上委員

そこで来年度末残高が幾らになるのか、お尋ねします。

○高齢介護課長

令和5年度末の基金残高の予定ですが、10億234万6千円となっております。

○川上委員

今年度当初積立予定は先ほど言った額、それが同額ぐらいの補正をかけているわけですね。このことについてどういう感想をお持ちか、お尋ねします。

○高齢介護課長

令和5年度当初予算については、令和4年度決算見込みから、新型コロナウイルスの影響や介護給付予防の適正化等の成果を見込み、令和4年度決算から0.04%減と推測し、予算計上しておりました。今回の令和5年度決算見込み、12月補正につきましては、その後の実績等を推測した結果、こういった増額となっております。

○川上委員

現在、介護保険事業は3か年計画の事業計画の第8期中、最終年次、3年目となっているわけですね。それでこの状態でいけば、第9期期首における基金残高は、先ほど答弁のありました10億234万6千円と、これが期首における基金残高ということでしょうか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

7期の期首以降の残高の推移をお尋ねしていいですか。7期の期首というのは、2017年

の年度末ということになろうかと思いますが、それ以降の残高推移をお尋ねします。

○高齢介護課長

7期の基金残高の年度末ですけど、2億5512万1千円となっております。

○川上委員

それ以降の推移を、2017年度末が7期の期首だと思うんですね。その数字以降の残高をお尋ねしております。

○高齢介護課長

平成29年度の年度末の基金残高が3億8995万円、平成30年度が4億6002万円、令和元年度が3億8557万6千円、令和2年度が2億5512万1千円、令和3年度は4億1763万6千円、令和4年度が7億3912万8千円、令和5年度は見込みですけど、10億234万6千円となっております。

○川上委員

そうしますと、ちょっと確認したいわけですがけれども、7期の期首、当初の残高は3億8995万円と、8期の3年後ですね、期首の基金残高は2億5512万1千円と、これは少し下がっているわけですね。9期の期首の見込みは先ほど言った10億234万6千円というようになっているわけですね。そういうふうに捉えていいですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、8期の期末、来年度末ということになりますけど、今言った額、10億234万6千円の見込みですけども、事業計画では、計画目標はどうなっていましたか。

○高齢介護課長

介護保険事業計画年度末残高の事業計画目標数値は、令和5年度末では2億5512万1千円となっております。

○川上委員

そこで、先ほどは今年度の基金に関わる動向を聞いたんですけども、7期、8期を通して見たときに、どのように基金残高を見るか、見解がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:14

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

ちょっとお答えの分で、保険料の算出で、3年間の計画で一応保険料を設定するわけなんですけど、初年度には積み立てをして、中間年度にはバランスをとり、最終年度で取り崩すような形の、財政バランスの形になっております。

○川上委員

その角度から言えば、7期は期首が3億9千万円でしょう。期末が2億5500万円でしょう。ですから、大体バランスがとれたと、見込みが範囲内であったというふうに見てもいいのではないかと思うんですね。介護保険料は高いのでというのがあるんですけど。ところが8期の場合は、期首が2億5500万円でしょう。これが10億を超えて、突破して膨れ上がるわけですから、全然見込みが違っていますよね。2億5千万円というふうに5千万円少なくなる計画だったのに、その4倍ですからね。7期でほぼほぼ見込みどおりだったものが、8期でこれほど見込みがずれるのはなぜかというところについて、見解が何かあるのではないかと思って聞いたわけですね。

○高齢介護課長

現行の介護保険事業計画は、先ほど言われました令和3年度から令和5年度までの3か年の事業計画となっております。この計画の策定を行いました令和2年度に高齢者人口、高齢化率、後期高齢者数、認定者数、認定率、介護保険サービス事業費の将来推計を算定し、保険料の設定を行ったものでございます。このうち、高齢者人口については微減、高齢化率、後期高齢者数、認定者数、認定率については増加、介護サービス給付につきましては令和元年度から2年度までの実績の伸び率を勘案して増加することを見込んで保険料を設定しておりました。ところが令和2年度時点では、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響によって、給付費の伸びが抑えられることを想定することが困難でございましたことから、今回の基金の積み上げに至ったものだと考えております。

○川上委員

幾つかの角度で2億5500万円で出発し、そして3年後、2億5千万円に減らそうとしたものが、10億円を超える事態になったということについて、漠然と考えることもできるけど、幾つかの点で問題を定めて捉えておく必要があるのではないかと思ったわけですね。対象の増高減少という問題、それからもう一つは、介護保険の基本原則である、必要な方に必要なサービスをという点について言えば、適正化係まで設けて、五本柱でしたか、本当にこの方が介護保険で対応して良いのか、それとも市独自の総合対策で、事業で対応をするべきか、つまり、水際で排除するというようなことも含めた五本柱で適正化事業をやってますでしょう。それが、本当に適正ということになっているのか、必要な人に必要なサービスが受けられなくなっている現実がないのかという問題、あるいは、介護保険料の設定が高過ぎたのではないかというような角度で捉える必要があると思うんですね。これに加えて、先ほど課長が言われたコロナ感染症流行による影響のことも考慮するというふうに考える必要があると思いますけど、ところで、この10億円の基金の全体としての原資は介護保険料と捉えてよろしいですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうしますと、介護保険料について、3か年、今年度補正ですからね、介護保険料の値上げは3年前にありましたね。幾らから幾らに、基準額でお答えいただけますか。

○高齢介護課長

基準額月額6600円から月額7170円へと増額しております。

○川上委員

それは何%の値上げになりますか。

○高齢介護課長

約8.6%になります。

○川上委員

その引上げによって、値上げによって、影響額はどのくらいと見込んでおったんですか。

○高齢介護課長

すみません、ちょっと数値のほうははっきりお答えができません。すみません。

○川上委員

私はまず3年前の値上げには負担が大き過ぎるという視点から反対し、次年度も、3年目も、今年ですけども、当初予算において、引下げを図るべきではないかという提案をして、皆さんは、年次途中では変えられませんという言い方されたんですけど、条例によって変えられるのではないかという論戦をしたんですよ。それを言っている間に3億円も増えたり、2億5千万円も基金が増えたりしていったわけですね。皆さんが条例改正を行えば引下げができるのに、漠然とこの計画の4倍にもなるような基金の膨らみを、膨れ上がるのを見ておったわけだけど、

このことについて、介護保険料との関係で今どうお考えか、お尋ねしたいと思います。

○高齢介護課長

先ほどの介護保険料につきましては、3年ごとに計画をいたします介護保険事業計画において、その金額を定めております。ですから、現在の第8期の介護保険計画は令和3年度から令和5年度となっており、その計画期間中での、基本、介護保険料の改定等ができませんので、一応、3年間は同じ金額になっております。

○川上委員

事業計画で3年間はこれでいこうと決めるとですね、様々な要因によって、残高がこんなに膨れ上がっても途中で絶対見直さないということだったんでしょう。そのことについて、どういうふうに今思うかということをお願いいたしますよ。

○高齢介護課長

介護保険料の先ほど設定は、制度上、そのような形になっておりますので、基本それを維持しておる関係がございます。

○川上委員

それは、あなた方のルールの説明ですから、あなた方はそういうルールの説明を今したというだけで、このような状態になっていることについて考えるところがないかということをお願いいたします、説明ではなくて。

○高齢介護課長

現在、今回の保険料につきましては、令和2年度時点の将来推計に基づいて行った結果で、その結果、こういった高い保険料になっております。しかしながら当時、新型コロナウイルス感染症の長期の影響によって、給付費の伸びが抑えることを想定することが困難でございましたことから、今回のこのような基金の積み上げに至ったものであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○川上委員

課長が高い保険料等を認める発言をされたのは、初めてだと思いますけど、それは大事な認識だと思うんですね。しかし期首というか、事業計画で決めたから、議員さんも賛成したのではないかと、議会で可決したのではないかとというせりふが、時々出てくるんですけど、窓口では。計画より外れているわけです、明らかに。これは基金残高を目標の2億5千万円を戻すためには、どういう手だてがあるか。ちょっと選択肢を示してもらえますか。

○高齢介護課長

今期、積み上げたといいますか、準備基金が当然10億円に膨れ上がっております。ただこの部分につきましては、当然、基金につきましては来期の保険料算定の部分に、給付費の推計とか、今後の介護報酬の改定のことを考えながら、その部分の、ある程度幾らか額を、基金を取崩して、来期の保険料の算定に当たっていかうと思っておりますので、一応そのうちの一部を使うような形で予定しております。

○川上委員

どういうふうに言おうかな、事業計画を決めたら、事業計画のとおりになりたいわけですよ、いろんなことがあっても。それで介護保険料は事業計画のとおり、どんなことがあっても3か年、課長も認めた高い介護保険料を取り続けたわけでしょう。ところが事業計画全体としてどうかという、いろんな分野の指標があるけれども、重要な齟齬というか、計画どおりにいけないものとして、この2億5千万円の計画を目標だった基金残高が10億円を突破したと。これは異常事態ではないですか。計画をもう少しずれたという話ではないですよ。だからこれをあなた方が事業計画どおりに、介護保険料を取り続けたというのであれば、基金も事業計画水準まで落とすと。そんなことを考えたかということをお願いいたします。そういう手法としては選択肢がどういふものがあるかと聞いたわけですよ。だから課長が9期計画の中に回しますと、回す

のは、2億5千万円ではないんですか。計画目標2億5千万円だから。

○福祉部長

先ほどから課長のほうが答弁しておりますけれども、今後、第9期の介護保険事業計画の策定につきましては、今年度取り組んでおまして、その策定作業の中で基金残高の見込みと、介護給付費等の将来推計を総合的に判断する必要があると思います。途中で足りなくなるという事態は避けなければなりませんので、適正な介護保険料になるよう策定を行う予定と現在しております。

○川上委員

途中で足りなくなると言っていて、高齢者を心配させるような発言が今含まれておったと思うけど、飯塚市は絶対倒産しないようになっているんです。介護保険も絶対倒産しないようになっているわけですよ。もし足りなくなったときはどうするんですか。それは法に基づいて手当てできるのではないですか。足りないときは手当てができます。それによって高齢者、直接苦しんだりしないんだけど、たまり過ぎると、どういうことになるかということをやっているとやっているわけね。そうすると先ほどの計画を突破した分が7億5千万円という引き算になりますけど、原資は全て基本介護保険料というふうになるんだけど、1号保険者、高齢者からいただく介護保険料は、どういうふうにいただいているかということなんですけど、徴収方法はどうなっていますか。

○高齢介護課長

65歳以上の方の徴収方法ですけど、原則年金を受給される方については、年金からの特別徴収となっております。65歳になってすぐの方については、その手続きが終わりますまで、当然普通徴収といって納付書での払いとなっております。原則、その後年金から天引きできる方は年金からの特別徴収という形になります。

○川上委員

65歳をとくに過ぎて、年金もある方の場合、これは特別徴収で年金から天引きだけど、年金も天引きできる基準と、そうでないものと基準があるのではないですか。

○高齢介護課長

年金の額等によって、年金から天引きできない方につきましては、普通徴収といって納付書払いのほうとなっております。

○川上委員

特別徴収、年金からの天引きの件数と金額において、介護保険料収入済みのうち比率はどれぐらいか、分かりますか。

○高齢介護課長

87.6%の方が特別徴収となっております。年金から天引きになっています。

○川上委員

87.6%、これは人数で。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

収入済みの保険料との関係でも同程度でしょうか。

○高齢介護課長

調定額になりますけど、91.4%が特別徴収となっております。

○川上委員

普通徴収は低所得の方、あるいは年金がない方ということになるので、人数で87.6であれば、調定額でしたけど、それはパーセンテージで、それより大きいのは当たり前ですよ。ここで申し上げたいというか、聞きたいのは、年金はこの3年間、動向がどういう状況か、把

握されていますか。

○高齢介護課長

詳細の部分について把握いたしておりません。

○委員長

川上委員、いいですか。少し質疑の内容が補正予算の内容から介護保険全体の質疑になっておりますので、議案の質疑でお願いいたします。

○川上委員

それは基本的に今回補正によって、当初予算で基金積み上げ額が1億2、3千万円だったのが、同程度の補正がかかって基金に上がってきているということです。それでこの要因について、今お尋ねをしている補正予算審査のつもりでしたけど、ちょっと私は外れていないと思うけど、外れていると思われぬように――。

何を聞いていましたかね。年金の動向を聞いたんですね。ですから年金、介護保険料が高いという認識はあるんだけど、納税ではないんだけど、もっと厳しい。収入がどれだけあろうとなかろうと、もう最初にこうだと決めた年金収入の、期首で決めたらもうずっとそれでもらい続けると。非常に苛酷な制度なんですけど。そして、狂いはない、基本的に。滞納が基本的に、そこでは生じないということになる、そういう制度ですね。一方で普通徴収の場合は、滞納するとどういうことになるんですか。

○高齢介護課長

介護保険料の滞納をいたしますと、当然、給付制限等のペナルティーがかかるような形になっております。

○川上委員

できたら、当然というのはやめてもらいたい。当然、給付制限等のペナルティーがかかるという、頭に当然と言われるでしょう。

○高齢介護課長

申し訳ございません。当然というのは撤回いたします。すみません、必ずしも給付制限かかるわけではありませんので、状況によって、相手との相談とか、それをやった中でありますので、申し訳ありません。

○川上委員

ペナルティーがかかる場合があるということですよね。それで何で当然と言葉尻を捉えるかという、高齢者はものすごく不安になるわけですよ。だから正確にという趣旨で、ちょっと言葉を捉えたんですけど。今年度に入ってから普通徴収の関係で滞納につき差押えた件数はどれぐらいか、分かりますか。

○高齢介護課長

令和5年10月末現在における差押えの件数につきましては、71件となっております。

○川上委員

それは複数回を入れていますか。

○高齢介護課長

対象者につきましては44人となっておりますので、重複している部分があります。

○川上委員

重複するということは、皆さん方はもしかしたら間違った悪質というふうに思うかもしれないけれども、それだけ苦しい状況が断続的に続いている方かもしれないんですよ。それでこの71件で差押え額、総額は分かりますか。

○高齢介護課長

総額にいたしまして173万6415円となっております。

○川上委員

何を差押えていますか。

○高齢介護課長

差押え額につきましては、預貯金とか給与、または年金を差押えております。

○川上委員

給与の差押えは何件ありますか。

○高齢介護課長

給与につきましては、先ほどの71件中14件となっております。

○川上委員

先ほど年金の天引きが苛酷だと、ではないかと言ったんですけど、普通徴収の中で、年金を差押えると言われましたね。年金から天引きできないくらい、本当に少ない年金で生活している人の年金を差押えたということですかね。

○高齢介護課長

先ほどの差押えの部分なんですけど、給与、預貯金、まずは当然会社とか給与を差押えた場合には、会社にいろいろ分かってしまうことありますので、まずは預貯金のほうを優先してやっておるんですけど、預貯金がない方とかについては、給与のほうにいつてしまうと。当然、年金のほうにつきましても、差押え金額の算定根拠がありますので、その基準に基づいて、一応差押え額を決定しております。

○川上委員

特別徴収の場合は、一定以上の年金がある場合は、天引きしますよと。それより低い額は、もう天引きもできないですよという年金受給者の年金を差押える。年金は基本的には、介護保険料は別として、法上、差押え禁止財産ですよ、そもそも。年金だけを受け入れている預金通帳、これを差押えることができますか。

○高齢介護課長

その分も差押えできます。

○川上委員

相手が不当だと争った場合は飯塚市は負けますね。年金以外の収入が入っている場合は、いろいろあなた方の判断もあるでしょうけど、年金だけを受け取っている場合、その認識はないですか。

○高齢介護課長

当然年金から天引きする場合、生活する方の生活とかもありますので、引ける金額というのがある程度基準がありますので、それに基づいてうちのほうを執行している状況でございます。

○委員長

川上委員、ちょっといいですか。先ほども申し上げましたけれども、質疑の内容が、本議案の審査の範囲を超えていると判断しますので、議案審査の範囲で質疑をお願いいたします。

○川上委員

先ほどの10億円の中に、そのようにして差押えた分、天引きした分、そのほかに差押えた分、いろいろ事情あるでしょうけど173万円、10億円の中で、2億5千万円の中で、どれだけかということもあるかもしれないけど、極めて苛酷だと思いますよ。差押えについて、預金通帳がゼロになるまで差押えた事例は何件ありますか。

○高齢介護課長

すみません、件数を今実際に把握しておりません。

○川上委員

それは誰が把握するんですか。

○高齢介護課長

滞納額が満まで給与、預金から差押えしますので、実質の件数については、うちのほうは

データとして今のところ持っておりません。

○川上委員

あなた方が差押えた事例の中で、年金が預金通帳に入った直後に、ゼロになるまで差押えた事例がないか調べてほしいと思いますよ。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第61号 令和5年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」につき、反対の立場から討論を行います。

詳しくは本会議で述べますけれども、高い介護保険料、高過ぎる介護保険料の下で、それを基本的な原資とする介護保険給付費等準備基金が、当初予算の2倍、2億5千万円余の新規積立てによって10億円を突破するに至っています。これは9期事業計画、現在策定中の9期事業計画の期首に持っていくことになるわけですが、本来その目標は、8期事業計画における目標は2億5千万円だったわけです。それにしても高い介護保険料で、とりわけ高齢の皆さんが苦しんでおるということが、2億5千万円でもあったと思うんだけど、それが4倍、10億円を突破するということになってくると、こういう補正を本当に認めていいのかというふうに思うわけです。本来ならば、計画を超えていっているのをやめるために条例を改正して、介護保険料を引下げてでも、8期計画中でも引下げて、修正を図るべきところだったと思うんですよ。それも全く考慮しないと。

さらに高過ぎる介護保険料、高い介護保険料をどういうふうに高齢の皆さんからいただいているかという、年金からの天引きが87.6%、金額にして91.4%なわけでしょう。年金から天引きするけど、その年金がどのように動いているか。まして日用品、食料品、電気、水道、ガスなど物価高騰がここまで来ている。飯塚市の水道料は35%アップですからね。そういうものも考慮して引下げを考えたこともないというような状況だし。それから年金からの天引きができない程度の収入の方が、そのほかの中には多いんだけど、その方々については、さらに重い負担になっている可能性があるが、滞納をした場合、滞納と言うけれども、払込みが遅れましたということがあるのかもしれないよ。そういう場合、年金の差押え、それから年金が振り込まれた預金通帳も差押えると。高齢者は、世知辛い物価高騰の中で年金が少なくて、どうやって生きていくかということで、絶望しながら生きているわけですよ。そうした中で、こういうような重過ぎる介護保険料を天引きはする、遅れたら差押える、ゼロまで差押える、預金通帳が。そしてその事実は知らない。10億円たまったものについては、次に持っていけばというような処理の仕方を考えておりますということで、本当にいいのかと。介護保険料というのは、高齢者を介護する、必要な方に必要なサービスをすることによって高齢者の人生とか、生活、生き方を支える、命を支えるのが介護保険ではないんですか。にもかかわらず、今言ったようなことであれば、法律どおりですと、皆さんはおっしゃるかもしれないけれども、介護保険の本旨を外れた運営が今漫然と進められておるのではないかと。このことを今回の新規積立てを2倍にする補正は物語っていると思います。したがって今回、補正については反対であります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 令和5年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 53

再 開 11 : 04

委員会を再開いたします。

次に、「議案第68号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第68号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、「飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」ほか1条例を、一括して一部改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、新旧対照表により進めさせていただきます。議案書の4ページから17ページまでとなっております。

初めに4ページをお願いします。「飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正につきましては、「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正で、同令第35条中の「厚生労働大臣が定める指針」は「内閣総理大臣が定める指針」に改められたため改正するものです。同様の改正を8ページ、13ページにて行っております。

次に、「飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の一部改正につきましては、先ほど説明いたしました法令の改正に伴うもの、文言の整理、読み替え規定の整備をしております。

主な改正内容についてご説明いたします。

5ページをお願いします。第7条において、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前こども」とし文言を整理しています。

次に、引用の表現につきましては、この条例において、直前で引用する条、項、号と同じ条、項、号を再度引用する場合は、同条、同項、同号に改正しております。

6ページをお願いします。第9条におきましては、文言及び「保育必要量」について整理し定義を置いています。

8ページをお願いします。第16条第1項第2号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正で認定こども園法第3条第11項が同条第10項に繰り上がることを受けて、引用する規定に項ずれが発生しましたので改めるものです。

11ページをお願いします。第37条第3項におきましては、特別利用教育を提供する場合の読み替え規定について追加及び整備しております。

主な改正内容については以上です。なお、施行日は、公布の日から施行としております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

条例の改正前、子どもの数という表現があります。改正後は、子どもとなっていて、文言の整理によって、子どもの総数という表現に変わっております。子どもの人数としてはどうかと思うんですけど、そのところは何か考えられたでしょうか。

○保育課長

子どもの数という表現を、子どもの人数に改めてはというご指摘でございますが、条例の改正と法令等に鑑みまして、こちらのところは、子どもの総数のほうに及びでそれぞれかかってきますので、子どもの数を削除したものでございます。

○川上委員

子どもの数を、子どものという表現で整理をし、締めくくりで、子どもの総数となっているんですね。子どもを数としてそういう表現かなという心配もあるわけですね。だから、総数ではなくて総人数とか、何かそういうようなことがあってもよかったのではないかと思います。国においてそういう思想というか、ないのかなって気がしましたけれど、これは国の示したとおりになっているわけですか。

○保育課長

基本的には国の法令等に基づき改正をいたしております。ただ、今回のこの子どもの数という表現につきましては、飯塚市のほうで、総数にかかるということで、この数というのを削除いたしております。

○川上委員

今後については違うニュアンスが発信されないように見直しておく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

それから、今回の改正は保育の現場にどのような影響が及ぶか、お尋ねします。

○保育課長

今回の条例改正につきましては、国の基準の改正に基づく所管の変更、読替規定の整理、文言整理をしたものでございますので、改正前・改正後で保育のほうに影響を与えることはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育保育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書18ページ及び19ページをお願いいたします。保育所の統合に伴い、新たに飯塚市立穂波東保育所を、令和6年4月1日から「飯塚市平恒115番地52」に設置し、現在の飯

塚市立楽市保育所及び飯塚市立平恒保育所を令和6年3月31日をもって廃止するため、本条例を改正するものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これはJR福北ゆたか線、それから旧国道200号、現在は県道ですけど、列車の通行の多い踏切、それから交通量の多い交差点、信号のあるところ、ないところがありますけれども、それを挟んで、平恒側に現在、平恒保育所があり、そして楽市側に現在、楽市保育所があるというのを、現在の楽市保育所に近い穂波武道館跡、B&G近くに新設するに当たり統合することになっているわけですね。それで、なぜ2つあった保育所を1つにするのか、お尋ねします。

○保育課長

現在、2つある保育所を、なぜ統合して1つにするのかというご質問でございますが、平成23年1月に飯塚市立公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画というのが作成されておりまして、穂波地区の楽市保育所、平恒保育所を統廃合した施設として維持継続することと、楽市保育所、平恒保育所を廃止し、穂波東保育所を設置するものでございます。

○川上委員

それは私も知っているわけですね。なぜ、そういうような2つの公立保育所を廃止して、1つにするのかと。どういう理由があるのか、お尋ねしたわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

○保育課長

先ほど申し上げました実施計画を作成する上で、公立保育所につきましては、各地域で5施設という形で、飯塚地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、穎田地区、それぞれに1か所という形の協議がなされております。その中で、筑穂地区、庄内地区、穎田地区につきましては、もともと1園でございましたのでそのまま、飯塚地区と穂波地区につきましては、認可をしていない2か所ずつが残っておりましたので、楽市保育所と平恒保育所、こちらについては統合するという形の実施計画が出されております。

保育課といたしましては、現在、この2つを1つにするメリットという形で考えますと、楽市所と平恒保育所につきましては、穂波東小学校の校区でございまして、双方の子どもたちのつながりが、就学前に確立されるということはいいことだと考えておりますので、1つにしてこちらに統合することはいいことだというふうに考えております。

○川上委員

先ほどは12年前の計画に基づいて統合しますと、理由はと聞いたら今の答弁なんですね。

12年前の計画のときに、小中一貫校の問題について、どういうふうに述べているんですか。

○保育課長

こちらを協議する中の会議録等を見たところ、小中一貫校に関する記載というのはございませんでした。

○川上委員

ちょっと考えてみてくださいね。さっき、私はなぜ2つの保育所を1つに、それぞれ廃止して、鉄道とかね、移動の激しい県道のね、交通量の多い県道の片方に集約するのかということ

を聞いたわけですよ。そうしたら、12年前に決まっていたと。決まったのかもしれないけれど、中身はと聞いたわけですよ。そうしたら今言ったように、学校が統合しているので、保育所も統合すると、顔なじみができるからいいでしょうという答弁だけど、決めたときには学校の統廃合については話があっていませんでしたという答弁されているわけでしょう。どこに連れていくんですか、この質疑は。

○福祉部次長

保育課長のほうが、平成23年のときは各地区に1保育園ということで、公立保育所ということで、平恒と楽市は統合するというので、最初に今申し上げたと思います。その上で、現在の保育課として、このメリットをどう考えるかというのを、補足として同じ小学校に通う子どもたちのつながりということを申し上げたものでございまして、当時の話合いには、当然、このメリット、学校が一緒になるということは入っておりません。それは当然分かった上での答弁でございます。

○川上委員

そういう整理ですね。そうすると、穂波で2つあったものを1つにするというのは12年前に決めておりましたと。それはなぜかということを知っているわけですよ。それには答弁がないですよ。

○保育課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけど、この実施計画、こちらを検討する上で答申等が出ておまして、その中で穂波地区につきましては、楽市保育所、平恒保育所を統廃合することというふうに明記されておりますので、統合をしております。それと各公立保育所につきましては、各地区には1施設で全部で5施設という形のもので記載されております。

○川上委員

それはなぜかということを知っているんですよ。どうして2つあった公立を1つにするようにしたのかということを知っているんですよ。

○福祉部次長

老朽化している楽市保育所、平恒保育所の建て替え等を検討する中で、あり方のほうで旧各地区、飯塚市の各地区に公立保育所を1か所ずつにしていこうという流れの中で、穂波と楽市は1つにして、穂波地区の保育所を1つということの話があるというものでございます。

○川上委員

経過は分かりました。だけど、2つあった公立保育所を1つにするということについての理由は答弁されておられません。このやり取りを続けても多分答弁が出てこないと思います。これによって、飯塚市の保育は充実していくのかと、公立保育所を1つにすることによって、穂波のそれを1つにすることによって、公立を減らすことによって、どういうふうな市全体の保育水準の向上、ないし充実につながるのかということをお聞きしたかったわけですよ。その当時どういう計画だったのかと。それは答えがないわけですね。

それから、新たに統合する保育所は、定数、定員は何人になるのか。現在、それぞれ何人か、新たに何人になるのか、お尋ねします。

○保育課長

現在の楽市保育所の定員は120名でございます。平恒保育所は60名でございます。統合した保育所、穂波東保育所の定員につきましては、120人と60人を合計した180人の定員で考えております。

○川上委員

これは先ほどの議論を繰り返しても仕方がないんだけど、それぞれに建て替えをして、必要ならば、同規模の定員を確保するという事になれば、比較的保護者の住まい、あるいは勤務地に近い可能性が高くて、さらに新たにJRの踏切を渡らないといけないとか、朝の忙しい時

間に。あるいは信号のないところ、あるところ、渋滞しているところを通らなくても済むというようなこともあったかもしれません。

それで次に、新しい保育所をつくる土地の土壌につき安全かどうかについての調査をしたのか、お尋ねします。

○保育課長

この土地につきましては、土壌汚染対策法の中では、対象外となっておりますので、土壌汚染に関する調査は行っておりません。

○川上委員

近接する工場跡で鉛の土壌汚染があったところを飯塚市はもらったことがありますけれども、そうしたことも含めて、この付近につき土壌汚染対策法によらずとも、子どもの保育を、今後そこで何十年とわたってするわけでしょう。ゼロ歳児から過ごそうとすると、そこでずっと過ごすとするれば、その子どもは6年間そこで過ごすことになるわけですね。施設内にいつもおるわけではなくて、園庭で遊んだりするわけでしょう。風も吹いてきたりするわけでしょう。そうした中で、対策法の対象ではないからといって、心配されるものは不安を排除しておいたほうがいいのではないかと思うわけですね。そういうような考えで、調査をするように求めておいたことがありますけど、どういう検討をされましたか。

○保育課長

今の委員の質問で土壌汚染対策法の対象外であっても、近いところなので調査してはどうかというご質問だったと思うんですけど、こちらにつきましても、飯塚市のほうから福岡県のほうには、こういった一定の規模以上の土地の形質の変更届出書というのも提出をいたしまして、この場所にあった、過去ですね、この場所にあった建造物があったか、ないかなど、そういった履歴を県に提出しております。県のほうに提出して確認してもらっている中で、こちらのほうは問題ないという見解のほうに至っているというふうに考えております。

○川上委員

ピーフォアとかピーファスとか、聞いたことがありますでしょう。あれはアメリカには基準値とか、そういうのがもう以前からあったけど、我が国では、そういう状況ではなかったわけですよ。ところが実際に北多摩とか、それから沖縄でも調べてみたら、血中濃度がアメリカの基準値を上回っていますという報道されているではないですか。だから米軍由来ではないんですか、これは東京の場合とかね。それで、今の法律で安全だから検査もしないと、調査もしないということではなくて、念には念を入れて、大人でもそうですけど、子どもでしょう。皆さんはしないかもしれないけど、泥遊びとかするようにしているわけですよ、保育所だから。寝転がったりとか、水を入れて遊んだりとか、泥水遊びとか、泥んこ遊びとかするわけではないですか。だからどんなことが起こるか分からない。それするほうなんだから、それ以外にどんなことが起こるかも分からないわけで、きちんとした調査を本来すべきだったのをしていないという点はいただけないと思います。

それから、少し関連的になるけど、今、楽市保育所、現在の楽市保育所の前に道路新設通工事をしていますね。これ何で保育所の前の道を、あれは道路ではない、敷地に、現在、子どもが送り迎えしているところに、道路新設なんかするんですか。

○委員長

川上委員、議案質疑でお願いいたします。（発言する者あり）

○保育課長

今、ご質問の保育所の入り口のところの道路の整備工事をやっているということで、なぜかというご質問ですが、私どものほうで工事いたしておりませんので、ちょっと理由については、存じ上げてございません。

○川上委員

議案から外れているのではないかと心配されていると思うけど、この議案は、樂市保育所を廃止する議案でもあるわけですね、条例上。別表から削除しますという議案でしょう。だから樂市保育所の廃止に関わることは、聞くわけですけど。

それで、廃止時期は来年3月末ですか。

○保育課長

樂市保育所につきましては、来年3月31日で廃止といたしております。

○川上委員

現在、子どもの送り迎えに障害となるような工事が、いろいろ工夫していると思うけど、障害となり、場合によっては危険ですよ。そうした工事が、なぜ保育所の敷地内で行われるのかね。市の敷地だから道路をつくってもいいでしょうということなんですかね、あれは。

○保育課長

道路整備をしている土地につきましては、保育所の敷地ではございません。

○川上委員

あれは市の敷地ではないんですか。

○保育課長

市の敷地ではございます。

○川上委員

保育所の敷地も中にあるではないですか。保育所の敷地になっているかどうか分かりませんよ。形状としてそうなっているではないですか。門をくぐって、そのまま真っすぐ行って、車をとめて、そういうところではないですか。市の土地だから、道をつくって何が悪いというふうに言う人がおるかもしれないけど、あそこから子どもたち入ってくるんですよ。その安全確保とかいうのは、市全体の仕事だと思うけど、保育課が、あなた方が特に頑張らなきゃいけないのではないと思うわけですよ。その点で言えば、いろんな工夫がされていると思うけど、一番良い工夫は、その工事は、樂市保育所が廃止になって、子どもの送り迎えが、あなた方の立場に立ったら、送り迎えが必要でなくなった。そのときに工事してもらえばいいではないですか。そういうやりとりは、内部ではどういうことになっているんですか。

○保育課長

工事が行われると聞いたときは、時期をずらせないのかという確認をしましたが、時期をずらせないということでしたので、代替案としての入り口を別のところから入っていただきまして、帰っていただくときには一方通行でグラウンドのほうから抜けてもらうとか、裏門のほうから抜けてもらう形で、検討した結果そういうふうにさせていただいております。

○川上委員

市長は、この件については、いつ状況把握して、どういう態度をとったんですか。

○福祉部次長

申し訳ございません。その件につきましては、今委員がおっしゃるように子どもたちの安全対策を図ったことで、保育課とあと工事を施工している担当課との協議で終わっておりますので、部長、副市長のほうには報告は特にいたしておりませんでした。

○川上委員

聞いてなかったんですね、今、私から言ったことは事実ですけど、どう思いますか。

○藤江副市長

ただいま保育所の前の入り口のところを工事しているというのを伺いまして、委員ご指摘のとおり、送迎時ですとか、そういう配慮が、通常よりも必要になるということは、私も思います。ただ担当も、工事の時期をずらせないかというように、事前に申入れをしたということ。さらに時期がずらせないということについて、その後は安全を考慮して出入り、進入経路を変更するなど、そういう解除できない工事であったことについて、対応しているということで今、

承知したところでございます。

○川上委員

武井市長は分かるのかな。これは計画の段階で、売却計画の段階で、こうしたことが生じても仕方がないという計画だったんですかね、売却計画。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

○保育課長

今、ご質問いただいたものにつきましては、所管課ではございませんので、私のほうでお答えできません。すみません。

○川上委員

子どもと保育を守る立場で、事前に申入れをしたと言われて、断られたというわけでしょう。断った理由も、経過も知る責任があるよね。そうすると土地を売却するときに、そもそも保育園があっている最中に工事をするんだということだったかどうかというのは、申入れのときに知りますよね。それは、3月以降できないのかと、4月以降できないのかということまで言っているわけですから、経過まで把握したはずですよ。それを答弁しないね。

それで、市長、調べてもらいたいんだけど、これから先で、この問題も重大だけど、いろんなところ土地を売却していくではないですか。学校跡地のちょっと問題となるような売却もちょこちょこあるけど。楽市小学校の跡地は、グラウンドは残す、学校施設があるところを先に売却したわけでしょう。そのときに市の道路がなければ開発ができませんということが分かっていたんではないんですか。これは開発行為ができないわけでしょう、この道がなければ。だから売却するときの計画が失敗したんではないかと。そういうことを分かっているわけでしょう。それをその犠牲を今子どもと保護者に、あるいは保育をしている保育所に、3か月だから我慢してくださいとか、変なこと言って、押しつけているんじゃないんですかと。質問ですけど、ここには本市の保育行政に対する無責任さとか、鈍感さとかが、横たわっているんじゃないんですか。そして自分のところは、自分のところだけで、できる範囲は仕事するけど、脅かされるときに、子どもを守るために、担当課あるいは担当部が頑張り抜くというようなスタンスは見受けられない。無責任ではないんですか。

○委員長

川上委員、もう1回、質問をお願いしていいですか。多分、どう答えていいか分からないので。

○川上委員

どうして分からんのかなと私も首をひねりたい。長くなったら、あれなんで、簡潔に言うけど、子どもを守りたいということで、4月以降に、工事を延ばしてくれませんかと言ったんでしょう。そしたらなぜ、そういう工事があるかを知るはずですよ。知らないくらいしか言っていないのか、どうかなりませんかぐらいしか言っていないのか、そうだとでも無責任ですよ。知ったのに、副市長に必ず報告しないとイケないということもあるか分かりませんが、報告もせずに、ほかの部との関係、都市建設部、企業局あたり、あれは行政経営部か、そうしたところとのやりとりが生じたときには、市長、副市長にも相談するしかないのに、それもしていないと。その程度の責任感で、本当に子どもと保育が守れるのか、無責任ではないかということ聞いたわけですよ。

○福祉部次長

その点につきましては、確かに部がまたがっておりますので、私のほうも現地のほうの確

認には行きまして、工事所管課と一緒に安全確認をするために、工事が延ばせないということであれば、子どもたちに危険が及ばないようにということで、お話をさせていただいております。その点について報告が行っていないということについては、考え方によるものだと思いますけれども、安全確保ができたものとして、またおっしゃっているような3か月間ずっと工事をするわけでありませんので、その期間、子どもたちに迷惑がかからないようにということで、最善の努力は、担当課長と行ったものと考えております。

○川上委員

賛否に関わることではないということなので、あまりと思うけど、この際、市長にちょっと問題提起をしておるわけですね。あなた方が、次善の策としてこういうふうにしたらどうかと言った中に、これぐらいしか道幅がない、裏門側の道路から帰ってくださいという提起をしましたね、最初ね。これは一方通行ではないわけですよ。これぐらいしかないところ、想像しただけ分かるでしょう。入り口から入ってきてそこから出ようとする、何台も何台も出ていくわけでしょう。対向車が来なくても、つかえますよ。対向車が来たらどうするんですか。そういうような次善の策しか出てこないような局面というのがあったんですよ。ここにも無責任さがあるんだと。だから市長、副市長は、今日初めて聞いたとすれば、よく調べて今からでも4月以降に、工事を先延ばしできないのかと。全ては子どものためにという片峯市長の誠意と熱意を継続すると言ったわけでしょう。やってくださいよ。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

先ほど定員について180名ということでお聞きしましたけれども、職員の配置の数は、どのようになっていますでしょうか。

○保育課長

職員配置につきましては、現在の楽市保育所、平恒保育所の職員が、穂波東保育所のほうに移動して、この穂波東保育所の職員として、4月から働いていただくように考えております。

○光根委員

人数は分かりますか。

○保育課長

週休、代替とか職員全部合わせると、いろいろいらっしゃいますけど、常時その保育所にいる人数といたしましては、楽市保育所が31名、平恒保育所が22名、穂波東保育所になりますと、常時やはりいらっしゃる保育士は53名というふうになります。

○光根委員

場所が工業団地の入り口というか、麓というかですね、場所的に言えば穂波の地域の1番東側になるんですけれども、かなり交通量が多いと思うんですよね。ちょっと心配になるのは、やはり安全対策ではないかなと思っておりますんで、近隣の方にちょっとお聞きしたんですけど、職員の駐車場を近隣でどこか場所を借りようとしているということをお聞きしたんですけども、それは本当でしょうか。

○保育課長

保育所に勤務する職員の駐車場につきましては、保育所が、旧武道館跡地のところに、メインで建っていますが、その一段下にある部分、そちらに職員駐車場として17台を一応今、確保しているところでございます。実際は保育所の職員がとめる台数としては足りませんので、いろんなところを今探しているところでございます。平恒の周辺につきましては、まとまった駐車場というのはございませんので、こちらのほうで今調整を行っているところでございます。

○光根委員

分かりました。保育所のほうで送迎バスとかの運用は考えておられるのでしょうか。

○保育課長

送迎バスにつきましては考えておりません。

○光根委員

180名の定員で、職員の方も53名ということなんでしょうけど、結構交通量が、先ほども言いましたように交通量が多いということで、かなり東側にあるんで、ほとんど西側から東側という移動が多いと思うんですけども、逆にそこから出る場合は、東から西に出る場合、上からの、信号がありますけど、青の場合は、かなりスピードが出るんですよ、あそこはですね。その辺の要望になりますけれども、安全対策について、車の交通事故が起こらないように、安全対策をしていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、1点だけ。この旧楽市保育所と平恒保育所につきまして、議案のほうがもし可決されれば、廃止というふうな形になると思うんですけど、この跡地はどういった形になっていくとかという方向性は決まっているんでしょうか。

○保育課長

跡地の問題ですが、楽市保育所につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画に基づきまして、学校跡地、跡施設との一体的な利活用方針の検討が必要とのことでしたが、現在の学校跡地につきましては、売却を行っておりますので、保育所の跡地、跡施設につきましても、今後、売却に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、平恒保育所跡地、跡施設につきましても、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画では、廃止後、民間への譲渡となっておりますことから、こちらにつきましては売却を行う予定となっております。

○永末委員

大体、時期的にはどのぐらい時期というのは出ているんですか。

○保育課長

売却の時期につきましては、内部での協議が行われておりませんので、今のところ時期は未定となっております。

○永末委員

場所が、かなり住宅密集地というか、周辺に住宅が張りついていますので、その辺りのご配慮もしっかりしていただきながら、売却を進められるのであれば、進めていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

この議案は、現在の楽市保育所、平恒保育所を廃止し、新たに穂波東保育所として、旧武道館跡に新設しようとするものです。この点について、新しくなることについてはもちろん良いわけですが、3つの点で保育行政を充実させるという立場からの、これが提出なのかと思われる点がありますので、指摘をまずしたいと思います。

1つは、先ほども申し上げました2つの公立保育所を1つに減ずるということであり、さらにそれについては片方の側からは、朝夕通過量の多いJR福北ゆたか線の踏切を渡る、渋滞に

巻き込まれる可能性、さらに旧国道の通行量も増えている、旧国道の信号、ここもまた朝夕渋滞が心配されるところですけれども、朝の忙しいときに自宅からあるいは職場から遠くなるようなところに設置することについて、適切な説明が得られないということがあります。

第2は、子どもの安全のために、長期にわたり場合によって、悪影響、有害かもしれないような事象を指摘されているのに、土壌汚染対策法対象ではないというそれだけの理由で検査さえもしないというのも問題であると考えております。

それから3点目は、今申し上げました楽市保育所前に工事をする件について、3か月間ですからとかいうようなことではなくて、工事が楽市保育所が、あなた方の考え方として、市の考え方として、楽市保育所が廃止移転の後に工事をすればよいのに、そのことについてきちんとした当事者間の話し合いを、市としても組織できていないという点について、無責任であると考えてるので、賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

「議案第89号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題いたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第89号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

追加議案書40ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものであります。

提案内容といたしましては、別表第4条、第14条関係の全部の改定を行い、給料月額を全号給で増額改定いたします。施行日は公布の日から施行しまして、令和5年4月1日から適用するものでございます。なお、資料として新旧対照表を議案書41ページから45ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、議案第89号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

教育職員の給与ということなんですけれども、まず、この市の職員の配置状況をお尋ねします。

○学校教育課長

対象となる職員ですが、現在2名となります。通級指導教室の教員が1名、外国人児童生徒の日本語指導教室教員が1名でございます。

○川上委員

これは公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用ということになっているんですけども、これは給料と期末勤勉手当も一緒ですか。

○学校教育課長

一緒になります。

○川上委員

会計年度任用職員は教育委員会、学校現場にはどの程度おられるのでしょうか。

○学校教育課長

教育委員会全体となりますと、他課にもまたがりますが、今現在把握している学校教育課では126名が会計年度なっております。

○川上委員

確認します。126人ですか。

○学校教育課長

126名でございます。

○川上委員

学校教育課で答弁できるか分かりませんが、市全体の会計年度任用職員は711人と議案質疑で答弁を聞いておりますけれども、その126人はこの711の中に含まれるわけですか。

○学校教育課長

申し訳ありません、711人の中に含まれるかどうか、今ちょっと分からないんですけど、学校教育課としては、この126人は会計年度任用職員として雇用しております。

○川上委員

今回はこの2人が対象ということなんですけれども、126人の会計年度任用職員について給与改定に関する対象にしないという判断は、特別に教育委員会のほうでしたことがあるんですかね。

○学校教育課長

教育委員会のほうで、判断したことはございません。

○川上委員

本会議議案質疑では5月2日付の総務省通知を紹介しましたがけれども、10月2日付で総務副大臣の通知も来ているんですよ。これはなかなか会計年度任用職員について、手当がされていないという現状が見受けられるので、重ねて総務副大臣が通知を10月20日に追いかけて出している性質のところがあります。これは皆さんのところでは御覧になったことありますか。

○学校教育課長

把握をしておりません。申し訳ございません。

○川上委員

ということは、皆さんのところに来ていないということですか、課長までは。

○学校教育課長

うちのほうで、文書のほうは受け付けてないです。

○川上委員

教育部長のところには届くものですか。

○教育部長

今、ご質問の文書については、私のほうも目は通しておりません。

○川上委員

ちょっと念のために武井市長、当時教育長だったと思いますけど、その通知は届いていますか。

○教育部長

教育長のほうに上がっていく文書につきましては一旦私のほうで、決裁を行いました上で、上席決裁ということで教育長のほうに回しております。そういった文書の中に、おっしゃられるような通知文書はなかったというふうに記憶しております。

○川上委員

だから念のためと言ったではないですか。武井市長どうですか、当時。

○武井市長

部長から答弁がありましたけど、私も記憶には残っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:06

再 開 13:06

委員会を再開いたします。

次に、「請願第1号 「伊川の郷」 ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」を議題といたします。

先日の委員会で資料要求のありました提出資料について、執行部の説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

資料について説明いたします。まず、飯塚市福祉センター伊川の郷運営資金収支一覧表のほうを御覧ください。これにつきましては、2ページ以降が平成25年から順に令和4年度までの収支決算書となっております。1枚目はそれをまとめたものでございますので、1枚目の表で説明いたします。レース場の益金としまして平成26年度を最後に、自販機のサービスのみの収益となっております。あとは社協のほうで、基本的にこの期間はずっと社協の伊川の郷の経営については赤字でございまして、自主財源も投入して、何とか運営をしておる状況ということはこの分かります。

次に、土地の使用貸借契約書のほうを御覧ください。これにつきましては、昭和41年8月10日に貸借の契約が出ております。この時点ではまず、賃借料が設定されておりますが、その次、昭和41年12月20日にこの賃借料を減免してほしいという申出があつてございまして、これによって、これ以降ずっと賃借料は免除しております。資料について説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

資料ありがとうございました。この資料は飯塚市福祉センター伊川の郷運営資金収支一覧表となっております。このデータはどこから持ってきたものですか。

○社会・障がい者福祉課長

これは社協のほうに文書で依頼をしまして、社協から提出されたものが2ページ以降のものでございまして、それをまとめたものが1ページということとなっております。

○川上委員

これは、飯塚市は既に資金収支計算書を持つ立場にあったという、既に持つ立場にあったということですね。

○社会・障がい者福祉課長

これは今度の委員会に基づきまして資料要求がありましたので、社協のほうに依頼文書を出して、それでこの資料をいただいたということになっております。

○川上委員

運営資金収支計算書というのは、社会福祉協議会の理事会、評議員会などに執行部からも入っているわけですから、また補助金をしている関係で、既に保有している文書ではなかったのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

これにつきましては、何度も答弁繰り返しますが、社協に対して依頼をかけて提出していただいたものでございます。確かに私たち委員で入っておりますけれども、内容について外に漏らす立場にはございませんので、今回改めて正式に依頼をして出していただいて、そしてここを出してよいという許可をいただいておりますので、明らかにさせていただいております。

○川上委員

その趣旨は分かります。ただ、市は資金収支計算書を持っている、あるいは持つべき立場ではなかったかと、市として。というのをお聞きしたんですね。

○社会・障がい者福祉課長

社協全体としては、やはり報告をしていただいておりますけれども、伊川の郷に限定してという形では、今回、初めてございます。

○川上委員

それは分かりました。伊川の郷ということではそういうことだったと。

そこで、この伊川の郷運営資金収支一覧表となっておりますので、このお風呂に関する同様のものがありますか。

○社会・障がい者福祉課長

今回提出されているものの部分だけから見ますと、そこだけ切り離して分かるものはございません。

○川上委員

では、口頭で説明してもらえますか。お風呂に関する経営収支状況が分かる。分かりたいわけですね。

○社会・障がい者福祉課長

特にお風呂の分に関してという形での資料は持ち合わせておりません。

○川上委員

社会福祉協議会に資料の提供を求めて、これを飯塚市が自前で作成したということなんですけど、目的はお風呂の再開を求める請願審査の用に供すると、間違ったね、審査のために資料をつくらないといけないということなので、これはこれでありがたいんですけど、お風呂にかかるものがないかというふうに思うわけですが、全然分かりませんか。

○社会・障がい者福祉課長

この中で強いて言いますと、各年度の事業費支出のところが、それに当たるのではないかとと思いますが、事業費は伊川の郷全体でございまして、実際のエレベーターとか、ほかの貸し館のクーラーとか、その点も入っておるものと思います。ただし、ボイラーとかにかかる費用が大きいので、多くはお風呂であるものと思われまして。

○川上委員

社会福祉協議会のこの問題の担当の人を福祉文教委員会に来てくださいと言ったら、資料を

持って来てくれますかね。

○社会・障がい者福祉課長

私たちは、そこはちょっと分かりかねます。

○川上委員

それだったら、ちゃんと聞いておいてもらおうと請願審査する立場からすれば分かりやすいです。収入と支出のほうで、そのまま事業にはならないでしょうけど、利用人員がどういう変化があって、それによって入浴料がどういう変化になっているとかかですね。一方で支出のほうは、どれを上げるかというのがあるかもしれませんが、燃料代とかね。それから商工観光に払う温泉の水の値段とかね、そういうのは分からないですか。

○社会・障がい者福祉課長

この事業費支出の中で細かく分かれている部分はありますので、大体これではないかと思われるものはございます。まず、水道光熱費ですね、それから修繕費、燃料費、その辺りは明らかに、ほとんどこれではないかと思われませんが、ほかの分が入っているかどうかというのは、ちょっとはっきり分かりかねます。

○川上委員

これは傾向としては、どういう傾向か、資料がこれしかない状態で、今言われた答弁ぐらいの状況なんだけど、傾向としては、どういう傾向ということが言えますかね。

○社会・障がい者福祉課長

近年、この資金の収支の差額ですけれども、これが悪化しているということは、この表から読み取れると思います。

○川上委員

その状況については、どのぐらいどういうふうに変化しているというふうなところまで、そういうふうにはまだ読まれていないんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

利用者は、確かに最近ちょっと減少しておりますけれども、あとは燃料費がたしかに上がってきております。

○川上委員

これ以上聞いても無理ですかね。お風呂に関する状況にことについて、今日は無理ですかね。次の機会に聞きますか。どうですか。調べれば分かるんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

今回、こういう形で社協のほうに依頼して出てきたものはこれでございます。ですので、私たちとしては、ちょっとこれ以上は情報はないという状況でございます。

○川上委員

今日は無理でしょう。だからまたきちんと聞いていただいて、お風呂に関することを、いや実は請願は皆さんに、このことにつき社協と話し合いをしてほしいという請願内容なんですよね。ですからお話をするとき、よく聞きますというので、あればそれはそれでいいかもしれないけど、審査しているわけですから、皆さんがそうした基本的な数字は分かっているというふうには思ったもんですからね。今日分からないということですね。

続けてお尋ねしますが、この運営資金収支一覧表があるんですけど、オートレースとの関係で、お金を準備できた、貯めることができたお金との関係で、事業全体をどう見ると、いつ完全に運営できなくなるのかというのを見るという視点なんですけど、これはどのように見たらいいですか、この資料は。

○社会・障がい者福祉課長

経営判断そのものも社協のほうにされておりますので、私たちはこの経営判断にまでは踏み込んでおりません。

○川上委員

経営判断を聞かせてくれと言ってなくて、どう見たらいいですかというふうに言っているんですよ。これは社協がつくった資料ではないんでしょう。皆さんがつくった資料でしょう。だからそういう視点からだと、どこをどう見たらいいのか、お尋ねしたんですよ。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません、この資料は最初に申しあげましたように、2ページ目から最後のページまでを抜き出しただけのものがございますので、私たちがつくったというよりも社協から出てきたものをまとめただけのものがございます。

○川上委員

だけど、私が言った視点から見る場合は、どこを見たらいいですか。

○社会・障がい者福祉課長

現在かかっているものに対して、どのようにお金が入ってきているかというものに関しては、レース場の下の段、サービス区分間繰入金のところを見ていただきますと、実際にレース場の自販機がどのぐらい入ってきていて、社協が自主財源をどれだけ投入しているかというのは分かると思います。

○川上委員

この一番下の緑のところがありますよね。661万9556円ですかね、その次は555万円とか、689万円、812万円、581万円、594万円、874万円、846万円、822万円、828万円。これが、この程度が伊川の郷全体の運営に必要なお金になっているということなんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

これが結局、入のほうの額になりますので、差額を埋めるものですね。ですから、入というのは、上のほうの表の1番の(1)のほうは、事業活動収支、それから設備による収支、そしてこれによって今のところ全部支出のほうが大きいわけですから、これを埋めるためにどれだけの経費がかかっているかというのは、下のサービス区分間の繰入金というふうになっております。

○川上委員

ところで若菜にあります穂波福祉総合センター、あれは収支はどういう状況ですか。

○社会・障がい者福祉課長

指定管理になりますので、そこの中だけで収支バランスをとられているものと思っております。

○川上委員

だからどうなっていますか、今分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません、今準備がございませんので、お答えすることはちょっと差し控えさせていただきます。

○川上委員

これは紫色のところでもいいんですけど、資金収支差額、①プラス②でもいいんですけど、伊川の郷全体でこれだけの手当が毎年要りますよということを言われているんですよ。これは昨年度で828万円足りませんでしたというふうに受け止めていいんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○川上委員

このうちお風呂に関する部分はどれぐらいかというのも、今分からないということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

その2ページ目以降から見ても正確にはちょっと分かりかねるということでございます。

○川上委員

828万円より多いことはないでしょう。それでももう少し考えていきたいんだけど、補助要綱がないわけでしょう。伊川の郷に対する補助要綱。これを筑穂の保健福祉センターのように補助要綱をつくることはできますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:26

再 開 13:26

委員会を再開いたします。

○福祉部長

伊川の郷のラジウム温泉風呂につきましては、社協のほうから廃止をし、再開することはないということを確認しておりますので、伊川の郷についての条例を策定することは考えておりません。

○川上委員

まず、お風呂につき、ということなんですけど、問題意識はですね、言葉は足りなかったかもしれないんですけど、できるかと聞いたんですよ。考えていますかと聞いていない。

○福祉部長

考えておりませんので、できかねます。

○川上委員

ルール上、法律上のことを言っているんですよ。法律上、できないことがあるか、お尋ねします。

○福祉部長

条例策定が必要な場合には策定いたします。

○川上委員

ところで、急に聞くので時間がかかるかもしれないけど、忠隈住民福祉センターには補助金はどのぐらい出していましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:28

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

全体ではありますけども、566万3千円でございます。

○川上委員

国の物価高騰対策関係の臨時交付金で、燃料高騰の関係で、そうしたところに支援できるメニューがあったと思いますけど、確認していますか。

○社会・障がい者福祉課長

財源が何かというのがあれなんですけども、市のほうでこれを補助する際には、その額は見込んでおります。

○川上委員

566万円余の中にも物価高騰対策費が入っていますということなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○川上委員

忠隈住民福祉センター、補助金を渡している相手はどこですか。

○社会・障がい者福祉課長

楽市東校区の社協でございます。

○川上委員

社会福祉協議会のことなんですよ。

○社会・障がい者福祉課長

これは社会福祉協議会全体に対してではなく、特定の校区のものだけです。その運営に係る部分だけを出しております。

○川上委員

今お聞きしたのは、社協とおっしゃったので、それは社会福祉協議会のことかと聞いたんです。法律上ですよ。

○社会・障がい者福祉課長

私たちのほうの認識は地区社協という認識でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

地区社協の立ち位置が社協全体の中でどういうふうになっているかというのは、ちょっと私たちのほうもちょっと分かりかねます。

○川上委員

分からないところに、当初予算で566万円の補助金を計上して、もう交付済みですか。

○社会・障がい者福祉課長

毎年度、年度の終了時に報告をしていただいて、それに対して交付しております。ですからずっと継続しております。

○川上委員

法的資格は分からないと。もうちょっと聞きましょう。この忠隈住民福祉センターの利用人数がわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

私たちのほうでちょっとそこは今すぐに分かりません。

○川上委員

この忠隈住民福祉センターは、市が補助金を出すには経過がありますよね。あなた方の公衆浴場というか、福祉のためのお風呂の改革計画がかつて出されて、公的施設の処理をどうするかというのを出したでしょう。それに基づいて廃止対象になっていたんだけど、あまりではないかということで、地域からも要望も出たりして、これはボイラーが壊れるまでは応援しましょうと。大規模な改造とか必要になったときは、市は責任持ちませんよと、地元の皆さんで手当てするんだったら、それはそれでいいですよと非常に冷たい対応を口に出したことがあるんだけど、現実的には、ボイラーが壊れないように、そうなった場合でも手当てしましょうという立場をもう既に地元には表明しているじゃないですか。それを考えると、伊川の郷のお風呂についてはどうなのかと思うんですけど、同じように、この伊川の郷のお風呂について位置づけることは考えたことがないですか。

○社会・障がい者福祉課長

もともと公共機関という扱いでなかったものもありますので、全く想定をしておりません。

○川上委員

考えたことがないというわけでしょう。考えてないから道も見えないでしょう。考えれば社会福祉協議会との話し合いもできるのではないかなというふうに思うんですよね。それで、その点についても、ルール上のこともあるけど、金額的なこともあるじゃないですか。それから言えば、このところ800万円を超えるということなんだけど、年間ですよ。それで、正確にお風呂にかかる費用がどのぐらいになるのかというのを、今は止まっていますので、全体をリニューアル整備するというのは別に置いてですよ、計算上のことを言っているんですよ、お風呂に関わる分がどれぐらい不足しておったのかと。その分の手当は560万円と比べてもそうむちゃくちゃに多いわけではないんじゃないかと思うけど、その辺はどう思われますか。

○社会・障がい者福祉課長

その点につきましては、今ここにある資料以外に特に明細を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えしかねます。

○川上委員

住民福祉の増進という地方自治の本旨、あるいは高齢者に関する法律の中で、老人・高齢者に対してはこういう立場で臨みましょうという規定があるじゃないですか、法律上の。そうした点からいっても、ここの請願に関する要望に沿いながら、社会福祉協議会と話すことはできると思うんだけど。

それで、例えばですけれども、社会福祉協議会がどうしても難しいということであれば、飯塚市がこのお風呂の機能を借り受けて、借り上げて、そして市民に直接提供するというようなことも検討しようと思えばできることではないかと思うんですよ。必要ならば家賃を払うとかね。土地代を無償にしているんでどうでしょうかとか言って、相談する費用については、借受賃については相談できるかもしれませんし、逆に借りるといような発想とかもあるんじゃないですか。それで、そうなってくると、源泉から、老朽化している、どこ走っているか分からないというパイプはもう廃棄して、市として新たに源泉から来る水を運び込む本管は別に敷いて、あとの施設は借り受けたら、ボイラーもやり直すならやり直すことができるでしょうけど、そうしたことを考えられると思うんだけど、そういうことも考えたことないでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

今のところ想定がございませんでした。

○川上委員

糸島のきららの湯の話は、委員会で紹介しましたかね。観光的要素もある立派なお風呂があったんですけど、市長が無償で譲渡してしまったんですよ。それで裁判になりましたね、こんなに立派なのを無償で譲渡してという。たしかこれは、皆さん調べていませんか、経営が成り立たないというので、市にお返ししましょうというような話になっている話。少し性質は違いかもしれないけど、民間から市が借り受ける、買い上げる、それから独自の市の努力もして、高齢の皆さんに入浴施設を維持・提供していくということが出来るんじゃないかと思います。

それで、ちょっと心配しているのは、源泉がどうなっているかということなんですけど、源泉から水をくみ上げなくなったのは、いつからですか。

○社会・障がい者福祉課長

昨年11月からだったと思います。

○川上委員

井戸ですよ、1年間くみ上げないと悪影響が生じますか。

○社会・障がい者福祉課長

その専門的な知識は、私のほうにございません。

○川上委員

社会・障がい者福祉課のほうでは難しい話かもしれませんが、いずれにしても、この源泉は市民の財産なので、適正管理をしておく必要があると思うんですよ。だから専門的知見に

基づいて、もしかしたら買手がいなくても一定期間に一定量の源泉をくみ上げておく必要があるのかもしれませんが、それは経済部か、商工観光課と話をし、確認をしておいてもらえないでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:45

再 開 13:48

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

調べることは可能です。

○川上委員

申入れとか話すとかいうんじゃないで、調べる。誰が調べるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

私たちのほうで分かる限りで調べます。

○川上委員

調べられるわけがないでしょう、所管が違うんだから。だから、あなた方にできることは所管するところに申入れをすると、相談をすると、自分で調べようがないじゃないですか。どうですかね。

○社会・障がい者福祉課長

答弁を変更させていただきます。担当課のほうに、今日のような話をしたいと思います。

○川上委員

忠隈住民センターの話をしました。補助金は毎年560万円程度出していると、それには物価高騰分も入れていますよということ分かって、ただし、相手が地区社協とはいいますが、法律上の地位が分からないままですというのはちょっといただけないよね。それで、それと伊川のお風呂のことを比べるわけですよ。一方ね、筑穂の先ほど言いました保健福祉センターは、藤江副市長、久世副市長、それから長尾部長も、昨年ですか、今年かな、現地も見られて、補助金要綱もあることだし、一定程度の手当てをしようという方向性については、答弁を別の機会に伺っております。それで、この保健福祉センターのお風呂の現状について、どういうふう to 受け止めていますか。

○社会・障がい者福祉課長

社協のほうから聞いた限りの話でございますけども、デイサービスセンター、それから筑穂桜の園の利用者の利用と、それ以外の時間を繰り上げて、一般の利用も承っておるということを知っております。

○川上委員

利用状況は、人員とかは把握していますか。

○社会・障がい者福祉課長

人員は把握しておりません。

○川上委員

藤江副市長、行かれたときに何人ぐらい利用されているか聞いていないですか。

○藤江副市長

利用者の人数については伺っておりません。

○川上委員

今、社協と協議しておられるところだと思うけど、改修について、このお風呂についてはどういう、対象になっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

具体的に検討に至っておりません。

○川上委員

社会福祉協議会からはそこを含めた改善提案というか、そういうのは出ていないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

まだ出ておりません。

○川上委員

あそこ全体については、雨漏りとか、風が入るとか、滑るとか、西日とか、衛生上の問題もちょっとあると思うけど、あそこのお風呂は見られましたでしょう、副市長。それで、やっぱりあそこではちょっと厳しいよね。福祉の増進のためにこのお風呂を使いましょうとは、あのままでは。だから、手当てをすることに当然なると思うけど、そういう状況からいっても、飯塚のこのお風呂については、やっぱり基本的に市の責任で、持ち物が社協であろうと、市が借り上げることができようと、市の責任でお風呂を提供していくと。利用人数が何百人でなくても、必要とする人のためにね、手を打つという市の責任の果たし方だろうと思いますけど、この間は社会福祉協議会とは話しますという答弁でしたけど、その話は、重ねて質問しますが、できますか。

○社会・障がい者福祉課長

社協は既に方針を決めておられますので、そこから先の進展はちょっと期待できないと思いますが、話はすることができると思います。

○川上委員

その際に、主体を必ず社協に、今までどおりの形でやってくださいと言うか、市が全体として責任を持って、高齢者の皆さんの福祉のために頑張るかという心構えのところはあると思うんですよ。そここのところを押さえて、よく話し合っていたいただきたいと、そしてお風呂に入れるようにしてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今の資料の件なんですけど、利用料収入というのが一番最初にありますが、お風呂の利用料とかといったのは全部この中に含まれるということでもいいんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

伊川の郷利用料というのは、お風呂に入ろうと入るまいと入館料として取っておりますので、全部含んでおります。

○兼本委員

そうすると、利用料が幾らでしたっけ、200円でしたっけ。

○社会・障がい者福祉課長

現在の利用料は220円となっております。

○兼本委員

そうしたら、毎年の売上げ、令和4年は74万3930円とかから220円で割ると、大体利用者数の延べ人数というのが出てくるということでもいいんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、先ほど220円と申しましたのは、65歳以上の入場料ということでございます。割引のない場合は440円となっております。あと、子どもと障がい者も高齢者と同じ額になっております。また、普通の貸し館業もありますので、その額も入っておりますからちょっと単純に割ることはできないと思っております。

○兼本委員

分かりました。これはどちらにしても収入に対する支出は大体この平成25年度から令和

4年度の間で、10年間で7千万円ぐらいですか、赤字というのが、なおかつその分のうち、社協の自主財源で赤字を補っているということですが、これでまだずっと継続してやっていくのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

これが結局、伊川の郷のお風呂が入っていた状態が令和4年度途中までございますので、このままだと駄目だという判断をされたから、一応お風呂のほうは止めるというふうになっているはずですので、収支は若干改善されるんじゃないかなと思っております。

○兼本委員

お風呂にかかる支出というのも大きいということで、その分が今度令和5年度決算ですか、その時点で分かってくるということなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

多分、今委員のおっしゃるとおりになると思います。

○兼本委員

要は、ここの施設に関しては平成25年度から約7千万円ぐらいがずっと赤字で運営されているということですよ。今回、お風呂の改修等も考えたけども、利用者の分であったり、設備投資費であったり、そういったところを踏まえて、もうちょっと厳しいということから、お風呂は廃止するというようになったということで考えてよろしいんですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのように聞いております。

○兼本委員

この施設で、今回の請願で、高齢者にとって、伊川の郷のラジウム温泉で入浴し、利用者の皆さんと懇談するのは、高齢者にとって本当に楽しいものだというような請願の中で記載してあります。そのあとに市社会福祉協議会とよく話し合っ、みんなが楽しめるようにしてくださいと、飯塚市が、ということになっていますが、確かにその施設を改修して、もしくは新たに造ってというような形で、今の現状のままで、この委員会の中でいくと、非常に難しいものがあるんじゃないかと思っております。ただですね、こういう請願にもありますように、やっぱり高齢者の皆さんがこうやってこの場所に来られるということというのは、今飯塚市が進めている健幸都市としての、ある意味、フレイルの一環ではなかろうかというふうに捉えられるんじゃないかと思うんですね。ここに来ていただくことによって、元気な状態でいていただけるというような形。そうすると、例えばもうほかに、近くにも温泉施設とかありますよね。このフレイルの一環として捉えるのであれば、そういったところを飯塚市と社協で話し合っ、補助金なりを出して、フレイル事業費として出すとか、そういった形で、そこを活用して、居場所づくりができるんじゃないのかなと、ここが厳しいということであれば。そういったふうにも私は考えるんですけども、執行部としては、どう思われますでしょうか。

○福祉部長

今、委員から提案がありましたけれども、居場所づくり、参加支援については、いろんな場所、限られたところではなく、幅広い場所ですしていく必要があると思います。今後も社会福祉協議会とはそういった内容でいろいろ協議を進めていく必要があると考えておりますので、伊川の郷の、今回はちょっとラジウム温泉の部分は、市としては現状ではできかねるんですけども、ほかの会議室等の活用については、お話ししていきたいと考えております。

○兼本委員

温泉に関してはもう全く考えないということなんですか。

○福祉部長

現状としては、伊川の郷のラジウム温泉風呂については、今後、再開が社協は難しいと言っておりますので、難しいものと判断しております。

○兼本委員

なので、近くの民間施設とかもありますでしょう。前回もちょっとお話ししたと思いますが、そういったところを活用する方向で、居場所づくりを行えるのであれば、近くでもありますし、そういう代替策というか、できるのではないのかなと思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。できないでしょうか、できますでしょうか。

○福祉部長

民間の施設となりますと、ほかの事業所にも影響があることですので、本日お答えすることはできませんけれども、今後、民間の活用も考えた上で事業を考えていきたいと思います。

○兼本委員

ぜひそういったところも社協と話し合っていて、お風呂だけをもしかしたら楽しみに来られてある方もいらっしゃるかもしれませんが、いろいろな事情で自宅でお風呂に入れないという方もいらっしゃるというようなお話も聞きました。遠方にいるご息子さんたちがやっぱりそれで心配されて、みんなでお風呂に入れたら安心できるんだという話も聞いたことがありますし、ぜひちょっと前向きにその辺りを考えていただきたいと思うんですけども、市長、もしよかったら市長のほうから何かそのように考えがあるかどうか、ご意見を聞かせていただけませんかでしょうか。

○福祉部長

今、委員が提案されたようなお風呂の件だけではなく、総合的に判断して検討してまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:06

再 開 14:28

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」に賛成の立場から討論を行います。

この請願の要旨は、今申し上げました表題のとおり、伊川の郷ラジウム温泉風呂の早期再開を求めるというものであります。そのために飯塚市が市社会福祉協議会とよく話し合っていて、みんなが楽しめるようにしてくださいということが結びとなっています。この請願は、この間この風呂を利用し、長年にわたって利用してきた方が、昨年11月あたりから急にボイラーの温度が上がらないということを理由に、運転休止になった中で、このまま廃止になってしまうのではないかと不安を抱えながら、何とか再開をしてもらいたいという声を上げる中で、議会にこういう趣旨の請願をしようということになったものです。

実は私、一昨日の日曜日、伊川の郷を訪ねて、高齢の皆さんとお話をしたんですけども、もうあれから1年たって、若菜に行ったりすることもあるけど、もう大変だと、相田から行くわけですから。それでやはり、この伊川の地で再開してほしいし、議会ではこの請願の審査がどうなっているかということも尋ねられました。議員の質問、執行部の答弁がこういう状況になっていますと、それはぜひ採択してもらって、お風呂に入れるようにということだったんですけど、その中で既に社会福祉協議会が温泉を廃止し、それから公衆浴場としての届出もやめると、廃止するということまで来ておるといことも紹介しましたら、やはり穂波総合福祉

センター、それから庄内を言われましたね、等について、立派なお風呂があつてお風呂に入れているのに、一方でなぜ飯塚は、これを廃止するのかというようなことで、社会福祉協議会が経過や理由があつてやめるといふのであれば、今後どうするかについて、飯塚市がそうすかということではなくて、話をしてもらいたいという声を重ねて、お聞きしたわけですね。

それで、この間、質問してきましたけど、どうしてボイラーの不調、循環器系統の不調、それか、源泉から施設への本管の不調が見られるというようなことが次々に起きる。そして飯塚市の部長や担当課長が参加する社会福祉協議会の決定機関の中で、飯塚市の幹部の目の前でそれが通過すると。この1年間の出来事は、やはりただごとではないと思うわけですね。その一方で、飯塚市においても社協においても、どの程度、高齢者福祉の問題、高齢者の方々の要求について、受け止める取組をしたか。また経営上についても、社会福祉協議会の責任、あるいは飯塚市の責任、役割について、具体的な事実、経営資料などにもよりますけど、取上げたそれぞれの内部協議が行われたのかと思うわけですね、双方の話合いの前に。そう考えてみると、市福祉部長は評議員でしょう。社会・障がい者福祉課長は理事なんでしょう。そして社協の側の常務理事は市の再任用職員で、市の福祉部長してきたこともある方ですよ。翻って考えてみれば、この日の来ることを、つまり施設が老朽化して、お風呂が使えなくなる日が来る、それを打開しようとすれば、一定程度のお金が必要になることが、当然考えられたはずですよ。少なくとも平成25年か、食堂を撤退した、そのときに何らかの話合いがあつてないんですかと聞いても、してないわけなんですよ。記録がないというふうにするのも不自然です。こうした中で飯塚市は、直接住民の福祉、高齢者の福祉に責任を負う立場を社会福祉協議会に、押しつけ続けて、そういう態度をとった幹部が、社会福祉協議会に常務理事としてでも入っていくと。あるいは評議員としても、理事としてもずっと関わってきたと。市が住民、高齢者に責任を持たないという、直接ね、そういう人たちが今ここにいて、社会福祉協議会の中にもいてという状況になっている現実を指摘せざるを得ないわけです。

今まで、今日出た資料によりますけど、500万円、600万円、700万円というくらいの毎年の赤字補填ということなんでしょう。市は、いろんな形で住民福祉、高齢者福祉にももちろん役割を果たしているところもありますけれども、先ほど紹介したように、忠隈の住民センターでは、もうこれは市は責任を負いませんと言っていたのを、それでは困るということで、住民の声も上がり、地元の皆さんの声も上がる中で、先ほど聞けば566万円、今年度は566万円、この程度の補助金を出し続けているわけですよ。そういう点からいっても地域間格差というか、あまりに冷た過ぎるのではないかと、こういうふうにするわけですよ。

少し具体的なことでいうと、社会福祉協議会がそのような形で、赤字ということではなくて、設備更新のための積立てを逆にしておいたらどうでしょうか。先ほど委員のほうから、10年間で7千万円、社会福祉協議会に出していますねと、赤字補填で、自主財源で。言われましたけど、これを仮に市が500万円程度でも、毎年補填する約束を、約束というか、していれば、社会福祉協議会は赤字補填に平均で700万円を出すのではなく、設備更新費として、積み立てることもできたのではないかと。ここには、飯塚市がオートレースに頼って、社協にこの公的な役割を押しつけて、歴代幹部がそういう態度を取り続けてきて、資料もまともに収集していない。バトンタッチするときに、責任あるバトンタッチもしていないということが、この間のやりとりで明らかになりました。そういった点でいえば、飯塚市は市の役割を發揮すべきだという責任とともに、政策上ですね、政策上の責任とともに財政支援の両面から、この社会福祉協議会と市の立場を明らかにして話合いをする責任があるのではないかとこの間にも思うんですね。この間の私の質問、ほかの委員の質問に部長、担当課長が社会福祉協議会との話合いについてはやりましょうというような発言を繰り返していますよね。先ほど最後の福祉部長の答弁は、でもお風呂は終わっていますからねとみたいな感じですよ。お風呂以外のことについて協議すると、話し合うというような答弁でもありましたけど、それが最後の答弁

だとは私も受け止めておりません。それで先ほど例えばというような話もしましたが、社会福祉協議会がどういうふうにするか分かりませんが、例えば逆に社会福祉協議会から施設を借り上げて、そして福岡県がいろいろこのままでは駄目ですよと言ったようなことがあるようですけど、そこを正確にしながら飯塚市として必要な財政出動も行い、手だてをとって、お風呂を再開するという事は、可能性の問題としては大きいのではないかと。先ほどは糸島市の例も言いましたが、この背景にあるのはお風呂に入って、ゆっくりしたいというのが、ぜひいたくなのかと。庶民にとっては、高齢者にとっては、比較的安くて、電気代が上がったり、水道料金が上がったりとありますけど、比較的安価で幸せを感じ取ることができる。さらに先ほど委員からも言われましたけどフレイル予防とかというようなことを考えれば、今後にとって大事なものでもあると思うんですね。ですから、なかなか市役所が、この問題で社会福祉協議会、自分も社会福祉協議会の役員なんですけれども、向き合おうとしない中では、この高齢の皆さんの声の上げどころというのは、実はないわけですね。社会福祉協議会に対しても何度もお話されています。社会協議会は、まるで自信がないですよ。かといって、飯塚市に相談して財政支援をお願いしますとも言わない。なぜ社会福祉協議会はそれを言わないのか。これは、社会福祉協議会として、事業として収益が上がってそういうことができないというだけではなくて、本来これはほかの穂波や庄内、その他のお風呂と同じように、飯塚市が直接責任を負うて当たり前ではないかというのがあるのではないですか。ですから、高齢者の皆さんが社会福祉協議会に言って、話をなかなか聞いてもらえない。もう自信もない。実はその目の前におるのは、元市役所の幹部とかという姿に構図的にはなっているわけですよ。そういった飯塚市が、直接高齢者の話を一度でも聞きに行ったことあるんですか。そうすると、この立つ瀬はないですよ、高齢の皆さんの。高齢の皆さんのこの請願に賛同する署名、委員の皆さん見られたか分かりませんが、なかなか厳しい身体的な状況の中で、一生懸命とか必死に名前と住所を書いて、そして利用者以外に思わぬところから賛同署名が書いてありますね。若い人からかなと思うような文字もあつたりしますが、伊川のお風呂というんですけど吉原町とか、少し地域的に離れたところからでも署名があったと思うんですね。だから、この利用者三、四十人と従来申し上げましたが、再開の期待としては相当に広がっているというふうにも思います。それで高齢者にとってみれば、請願をしている高齢者にとってみれば、社協、飯塚市のみならず、市議会も聞く耳を持たないのかというような絶望を発信してはならないと思うんですね。ぜひ、請願採択することによって適切な内容での協議を、お話し合いを、飯塚市が、住民福祉、高齢者福祉に責任を負うべき飯塚市が、社会福祉協議会に話し合いを相談するというこの請願趣旨に沿って、請願をぜひ可決採択していただきたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○永末委員

私はこの「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」に反対の立場で討論させていただきます。

審議のほうもしっかりと出尽くしたかと思っております。ただ紹介議員でありますとか、こちらのほうに署名をされた方々の気持ちというのも、非常によく分かります。お風呂に入って疲れを癒やしたい。皆さんとそういった憩いの場が欲しいというのは、当然の住民からの要望だと思いますし、私もそう考えます。

ただ、今回の請願に関しましては、あくまでその請願の内容が、ラジウム温泉風呂の早期再開を求めるというふうなことの請願というふうになっておりますので、その中身をそのまま審議させていただきますと、答弁、質問の中でも出てきましたけれども、温泉法に基づいて管理者のほうで、廃止届はもう既に出しておいて、現時点でこれ以上どうにもできない状態ですと

いうふうな答弁もありましたので、ここに関しましては、請願の審査を判断するに当たっての情報というのは、しっかりと出てきておるかなと思います。ただ繰り返しになりますけれども、そういった地域の高齢の方、そういった場でお風呂のほうでしっかりと休息をとりたいというふうな思いというのは、確実にあると思いますので、このあたりはしっかりと市のほうも受け取っていただいて、社会福祉協議会、その辺りとしっかりと検討していただきながら、飯塚市の福祉の向上に努めていただきたいと思います。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:48

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

「請願第4号 介護保険料の引下げに関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として、川上直喜議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員 移動)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○川上議員

日本共産党の川上直喜です。「請願第4号 介護保険料の引下げに関する請願」につき、請願趣旨、理由についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、請願趣旨は、介護保険料の値下げを、引下げを求めるものです。理由につきましては、請願書にも書かれておりますけれども、電気代や水道代などライフライン、食料品、日用雑貨品など、物価高騰が続き、市民の暮らしはますます大変になっています。もう節約するところがない、途方に暮れていると深刻な声が広がっています。こうした中で飯塚市の介護保険料は福岡県で最も高い水準が続いています。もともと高かったわけですが、3年前にさらに引上げられたわけですね。この介護保険料の高さについて、最近、議会のやりとりの中で、全国では44位の高さであるとの説明もあったところで。

一方、介護保険会計の積立金、介護給付費等準備基金を見ますと、請願の段階では、今年度末、来年3月、したがって第9期事業計画の期首に当たるわけですが、8億7千万円に膨れ上がるということを書いています。今回の12月補正によってこの額は、先ほどの補正予算の審査の中で明らかになりましたけれども、10億円を超えるという状況です。もともと、安定的な介護サービスのために必要という計画目標としては、年度末2億5千万円ですから、7億5千万円、現状ではオーバーしているということになります。これは、来期、第9期においてその一部が、この総額は想定では2億5千万円ということでしょうけれども、活用されるのは当然のことですが、この8期間に高過ぎる介護保険料を主な原資とする積立てオーバー額7億5千万円については、ぜひ、これも活用し、介護保険料を引下げていただきたいということであり、以上で、発言を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほどの補正予算のときからお話しを紹介議員のほうでされてあったと思いますが、この引下げに関しては、まずちょっと1点聞きたいのが、今度第9期の計画でしたっけ、3年間ということでしたが、この3年間に関してのお話になるのでしょうか。

○川上議員

基本そのとおりですね。ただし———請願はそういうことになります。はい。

○兼本委員

請願は今後の3年間の新たな計画の中での保険料の話ということですね。そうすると、今、飯塚市がですね、大体20段階でしたっけ、支払いは、所得段階によって分かれています、これも請願者というのはやはり全段階の方々からのご意見ということでお伺いしてよろしいのでしょうか。

○川上議員

私が直接お話を聞いている方の中では全段階というふうにはできていませんけれども、主にですね、低所得の方々、低所得の高齢者で、かつ年金から天引きをされていますという方々の声を聞いての紹介となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

紹介議員のほうからですね、午前中に、別の議案ではありますけど、介護保険に関するいろんな視点からの質問があっておまして、それを伺ってまして、今回紹介者としては、引下げをすべきじゃないかという、当然、趣旨かと思うんですけど、例えばその引下げといいましても、何でしょうね。どのぐらい引き下げるかとか、例えば、先ほど同僚委員からもありましたけど、20段階の保険料の区割があって、その全てにおいて引下げを求められるのか。それとも、どこか特定の部分についての引下げを求められるのか。求められるのであれば、それはどのぐらいの引下げを考えられているのか。それに対する財源的な裏づけの考え方、その辺り、もしまとまっていらっしゃったら教えてください。

○川上議員

基本的に何を財源に、どの程度、どの層を対象に引き下げるかというのは、市のほうで検討してもらいたいということだと思います。この請願に寄せられた声は、一番は先ほど言いましたけど、少ない年金から天引きされてしまうので生活ができないということでした。いくらだったら生活ができるんですかというような話とは、また違う面がありまして、先ほど申し述べるのを漏らしましたけれども、普通徴収、お金で払いますという、納付書で払いますという方からも聞いたことがあるんですけど、比重的には件数においても金額的にももちろん少ないんですけど、その方々の場合は、私がお話をした方々の場合は、さらに深刻という状況があります。そういう状況がありました。

○永末委員

先ほど午前中の紹介議員からの質疑を聞いておまして、その基金の部分の積立てというところが、介護保険料を引き下げる一つの理由といたしますか、そういうふうな形で述べられたと思うんですけど、その辺り、基金がこれだけたまっているのに介護保険料を下げられるんじゃないかというふうなことかと思うんですけど、その辺りの基金の積み上がり方と実際の介護保険料の削減の仕方ということの、その辺りのシミュレーションといたしますか、お考えといたしますか、その辺りはお持ちじゃないでしょうか。

○川上議員

申し訳ありません。そこまでのシミュレーションはありません。

ただ、今日申し上げますのは、今、第8期、3年目なんですけど、第7期のときの当初の基金残高が約3億9千万円なんです。計画では、これを活用することによって、実績において、これを活用するにおいて、2億5500万円に減ったわけですね。その折に、前回、介護保険料の値上げをしたわけですけれども、これは様々な要因がありますけれども、先ほど言った10億円を超えるに基金のほうに至ったという状況ですので、当初計画が2億5千万円、計画目標が、積立金目標が、積立目標というのもおかしいですけれども、計画目標が2億5千万円なので、その事業計画どおりでいこうとすれば、7億5千万円オーバーしていると。これが主な原資は何かというと、この3年間の約7億5千万円分はこの介護保険料によって構成されているわけですから、本来はこの8期の中の介護保険料ですので、そこに、ちょっと表現が見当たりませんが、返すということで、しかるべきではないかなというふうにも思うところです。

ちょっとシミュレーションというところまで至りませんが、考え方としては、皆さんそういうふうにおっしゃっています。

○永末委員

すみません、紹介議員の思いでありますとか、お話を聞かれた方の状態というのはよく分かりました。ただ、引下げといたしても、先ほど申し上げましたみたいに、いろんなケースがあるかと思うので、確認ですけど、今の紹介議員のお話からいきますと、年金受給者の方の暮らしへの負担が軽くなるようなところを求めるということを第一に置いた請願というふうな感じで、理解しておってよろしいでしょうか。

○川上議員

そうですね。人数、対象数の比重が87%でしたかね。金額によって91%を超える比重ですので、当然、そういうボリューム感によって、その方々の軽減が第一になりますけど、それ以外の普通徴収の方々のうち、年金から天引きしてもらえらるほどの年金がないとか、金額において。また、無年金であるとか、特別な条件の下で、特殊に収入が実はいっぱいありますという方々はちょっと別ですけど、年金の方、無年金の方、年金が低い方、かなりの層で、やっぱり各段階で引下げていく必要があるのではないかなというふうに紹介議員としては思います。

○永末委員

すみません、私もまだちょっとあんまり詳しくないので少し細部に間違いがありましたら、ご容赦いただきたいんですけど、たしか、生活の苦しい方に対する軽減措置といたしますか、介護保険の、というふうな制度もあるかと思うんですけど、その辺りの利用状況といたしますか、そういったことも今回請願を出されるに当たって勘案されて、提出されるに至ったような経緯はあるのでしょうか。

○川上議員

請願者の方々とあるいは賛同されている方々とそこを余り話したことはないんですけど、私のほうから問題意識を申し上げますと、例えば、介護保険料の境界層減免とかありますけど、これは、介護保険料を払えば、生活保護水準を割り込んでしまいますという場合において対応しようというようなことで、この適用においても、生活保護を申請するのと余り変わらないくらいの諸条件があったりします。それから、そのほかの減免についても、資産調査とか収入調査とかいうようなことがあって、中には、高齢の方がこれはお葬式代と思って取っておくお金があるじゃないですか、それ以外のためにもありますけど、そうしたことについては、プライバシーに関わることをさらけ出してまでちょっとねと言うように言われる方もありました。そういうみんなで話し合ったということはありませんけど、そういうことです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

紹介議員にお尋ねいたします。今回、この請願の紹介者になられたということですから、様々な観点から、いろいろお考えだったと思います。この飯塚市におきまして、高齢者の人口というのは、今後また増えていくのではないかと。そして、要介護等の認定者の数とか、サービス利用者の数とか、そういった高齢者が増えていく中で、この介護保険を利用する方々も私は増えるのではないのかなと思っております。午前中からの紹介議員のお話を聞いていまして、確かに今10億円ほど基金がたまっているんだという話もありました。今回、次からの3年間の引下げをという請願者のお話だったということでしたが、紹介者として、やっぱり今後のこの飯塚市の介護の利用者といいますか、高齢者が増えていく中で、介護に関する利用者の推移というのを、今後どのように、もしお考えがあるなら、どのように推移していくのかといったふうにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○川上議員

ちょっと回りくどくならないように話そうと努力をするんですけど、国においてその件について、全国的にどうかという意見交換があって、答申を求められたんだけど、厚生労働省が提案した主に3つの点、利用料を一定所得以上の場合は2割にしますよと、これを対象を広げるとか、それからさらに現在、要介護1と2については介護保険制度から除外しますよと、さらに一定の収入以上の方々については、介護保険料について引上げますという、主に3点については、厚生労働省、国の審議会においてまとまらずに、年内のうちに行う厚生労働省の予算編成の段階で国が決めますというようなこともあります。一方で、本市においては、先だってより諮問を受けた、第9期事業計画策定について諮問を受けた高齢社会対策推進協議会及び専門委員会が、この間議論して、先だってまでに介護保険料を事業料、介護保険料のところを除き基本的な数字を出しています。これは実は、12月1日から除いたところは、除いたままの形で、素案として、市役所、支所を交流センター及びネット上で見れるようになっていて、そしてそれに対する市民意見を下さいということで、意見募集がもう始まっているんですけども、そういうような状況になっています。

私としては考え方としては、期待感としては2つ申し上げたいんですけど、1つは、高齢者がいつまでも元気で、介護保険に頼らなくというようなことで、心と体と経済的なことを含めて、安心な老後をとというようなにも思うんですけど、一方で今の社会情勢や全般から言えば、なかなかそうはいかないということで、それに対応できる高齢者介護の新しいシステムが必要になってくるのではないかと。現在の介護保険制度は随分やってきましたけれども、これ以上、利用者と高齢者の負担によって、取りあえず頑張っていきましょうみたいな、3年間はこれで頑張っていきましょうみたいな制度では、早晚破綻する危険性はないのかというふうにも心配しています。請願との関係では、その見通しは、考え方は一致点を求めているわけですが、いざにしても当面の第9期計画の中で、介護保険料についてはきちんと見るべき引下げをしてもらいたいという趣旨になっています。

○兼本委員

先ほど年金受給者の方から、介護保険を引かれている方から、まず相談されたという話で、深刻な状況なんだよというお話をされてありましたが、午前中ちょっとお話しされていたことありましたよね、午前中。簡単に言うとやはり差押えをされて、預金の中から介護保険料を引かれて、生活が結局もできなくなってしまうと。そういう方が、執行部の答弁でも、給与差押えが14件でしたか、何かあるということで言われていましたけれども、そういう現状というのが、年金受給者の方々から介護保険の月額保険料というのが非常に負担になっているんだということを紹介議員は言われたと思うんですけども、深刻な状況というのは、先ほどお話があった以外にも何かほかにも、いろいろあるのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

○川上議員

私たち、壮年というんでしょうか。私たちもそうですけど、やはり心と体の安定をとりながら、暮らしをしていくというのはなかなか大変なんですけど、特に子どもとかそうですけど、高齢になってきますと、若い頃に対応できた環境の変化、人間関係とか様々なことについても、経済的なことについても、だんだん何というかな、対応しにくいようなことがありますよね。それで例えば市役所から催告状が来るのかな。督促状はいきなり来ませんよね。そういうのを来ると、もう中にはというふうに言いたいと思うんですけど、かなり衝撃を受けて、何とか動揺するんですよね。もともと中には、自分の人生をもうそろそろ閉じようかなとか思う人もいたりするわけですよ。だからそういう滞納とか、もう気がそこまで回らないとかあるわけですね。私が統計をとったわけではないので、払うべきものが払えない、あるいは払わないという状況の中には、既に心と体、経済的な面で社会に向かって、あるいは飯塚市に向かってSOSを発しているに等しいところもあると思います。年金が入った、6万円の年金とかあるわけですよ、2つ月で、それが入った預金通帳をその日に全額抑えられるとか、そういう預金通帳も見てきましたけれども、SOSなんか、普通徴収の方でそういう方の中におられると思うんですけど、社会的に見たらそれはSOSということなのに、市役所の場合は法律、ルール、マニュアルで手続を負って抑えていくということで、いろんなものを送りつけていくけど、相手の心にどんな危険なものが生じるかというのは、それだけで分からないことが多いなど。だから国税庁や税務署が言ったことがありますけど、これは税一般ですけど悪質でない滞納者がいないとか、ああいうふうに言ったりしますけど、そういう人の永田町方面にはあるかもしれないけど、一般に国民が滞納したときは、やはりSOSではないかということで、特段の配慮をしながら接近していく必要があるんじゃないかなと。これが介護保険料の引下げとセットで、市役所は、社会があなたを応援していますというメッセージに変えられるのではないかなというふうにちょっと思うわけですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、1点だけ。さっきの答弁の中で、8期の分に返してほしいとあったんですけど、それは何か還付するということですか。また別の話で、9期の値段も決めてほしいというので、どっちなのかなと思って。

○川上議員

発想としては後者のほうですね。9期の介護保険料を設定する際に引き下げることによって還元すると、還付ではなくて還元してもらいたいという趣旨ですね。今、岸田文雄さんが7万円とか4万円とかいろいろ言っていますが、あるいは還元と言っていますよね。税金が伸びたので還元しますと言い方していますよね。それとまた違いますけど、藤堂さんが言われたものから言えば後者のほうです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。川上議員、ありがとうございました。委員席に戻られて結構です。

(紹介議員 移動)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、きちんと数字を見て議論したいので、もしよければ基金の残高の推移の資料があればお願いしたいのと、あわせて保険給付費等の推移、第8期の福岡県の保険料の比較の資

料があれば、要求したいと思うんですけども、委員長のほうで取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま藤堂委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○高齢介護課長

準備できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま藤堂委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されております。サイドブックのほうを御覧ください。

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

資料ありがとうございます。介護給付費等の準備基金の推移で、年度末残高が前後ありますけども、きちんと第6期、第7期で整合性がとれてやっているんだなと私は思っています。その中で、第8期でコロナ等もあって、ちょっと上ぶれしちゃったという点あると思いますけれども、この請願書の中にもありまして、3年前に値上げしましたよというので、ちょっと重複するかもしれないんですけども、その値上げした理由について、個人的にきちんと整合性があるんだろうなと思うんですけども、いま一度、お尋ねをいたします。

○高齢介護課長

今回、第8期の令和3年から5年の計画につきましては、令和2年度に策定しております。その当時、今後の給付の見込みとか、そういった認定率の上昇とかそういった全て勘案しまして、今後の保険料を見込む中で、今回、6600円から7170円に値上げになっているんですけど、残高を勘案しまして、見込んでおります。ただ先ほど言いましたように、コロナ禍の関係で給付の伸びがそれほどならなかった関係で、今回こういった形で残が増えていく形になっております。

○藤堂委員

料金設定を上げた理由をよければ、お願いいたします。

○高齢介護課長

今回、第7期から第8期につきましては、もともと7期ときは17段階、最高料率が2.5であったのを、今回8期では、20段階の最高料率の2.9に変えております。この分につきましては、ある程度低所得者に対しての軽減を図り、高所得者に対してちょっと若干負担をお願いする形で、こういった20段階の料率となっております。

○藤堂委員

今後、市としては、こういった推移で見込まれているのか、何か別の国の考えとかあったりするのかなというのだけお答えいただければと思います。料金設定に関してです。

○高齢介護課長

第9期の料金設定に関しましても、今後の高齢者人口、高齢化率、後期高齢者の数、認定者数、認定ですと、先ほど言った介護サービス給付費の将来の推計を算定いたしまして、当然この見込みを行った上で、どれだけの第1号被保険者を保険料で賄うべき必要があるのかというところを算定しながら設定を行ってまいります。

○藤堂委員

特に国とかで何か今話し合っているみたいなのは、もうあんまりないということですか。

○高齢介護課長

国のほうの段階では、以前まで第9段階の部分で示しておったんですけど、今度、第9期では一応13段階という形で、国のほうも低所得者に対してある程度の配慮を行い、高所得者に対して、ある程度、保険料について負担をお願いする形での設定をとということで聞いております。当然、今後介護報酬の改定等のリストはまだ出ておりませんので、その辺のところを含んだ中で、保険料を設定する必要がありますので、まだ現段階では決まっていない状況でございます。

○藤堂委員

もし、その9期に盛り込むとしたら、スケジュール的にはどんな感じになるかだけ、よければお願いします。今回採決をすれば、考えていただくものに間に合うのか、それとも、もし閉会中とか次になっちゃうと、もうそれに間に合わないよということになっちゃうのかだけ、お答えをお願いします。

○高齢介護課長

恐らく今までの流れでいきますと、国の報酬改定等の示す分が、今月中、年末までにはある程度出てくるかと思えます。それが出た形で今後の推計とかを調査して、保険料については反映させて算定していきたいと考えております。

○藤堂委員

であれば、今定例会中で採択すれば、意向としては反映される形になるということによろしいですか。

○高齢介護課長

今後のスケジュールといたしましては、実際県のほうから報酬改定が示されましたが、ある程度それを見越した中で、保険料を設定いたしまして、1月に高齢者推進対策協議会の専門委員会を1月10日に予定しています。その協議会を1月24日に予定しておりまして、そこで一応、今現在示しておりますので、答申をいただきまして、ある程度保険料の決定といえますか、素案の決定をいただきまして、1月下旬から2月上旬には、市長への答申をいただく予定としております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今いただいた資料の、この基金の推移のグラフがちょっとよく意味が分からないで説明していただきたいんですけど、介護保険事業計画の年度末残高（予定）というのは緑色、年度末残高がブルーで、保険給付費及び地域支援事業費というのが、この赤の折れ線グラフになっているんでしょう。これどういうふうに見たらいいんですか、これ。どういうふうに見て考えたらいいか、ちょっとよく分からないので、教えてください。

○高齢介護課長

まず介護保険事業計画の年度末残高の予定ということで、当然下の表でいきますと、ちょうど下から3番目となりますので、ここが基金残高の計画上の予定といえますか、そういった形で、例えば見方としましては、第6期の平成29年度でいきましたら、事業計画年度末残高では、1億9384万6千円を残高と予定しておりましたけど、実際、その後の年度末残高の決算でございますけど、3億8995万円が残高として、この分が計画よりも2億円程度残ったということになります。逆に7期で行きますと、令和2年度でいきますと、事業計画では年度末残高の予定では、1億9386万円を予定しておったんですけど、年度末残高、決算が2億5512万1千円が基金残額で残ったと。令和5年度でいきますと、計画上、2億5512万1千円の基金残高を予定しておりましたけど、ちょっと今回の補正の部分で考えまして年度末残高の予定が10億234万6千円という形で、ここの部分で一応7億5千万円程度計画予定

よりも基金残高が増えておるということになっております。それと折れ線グラフにつきましては、これは出のほうといいますか、保険給付費等地域支援事業の保険料の歳出ですね。要は、使っていただく分については、折れ線グラフで見いただきますように、令和28年から令和3年まではずっと右肩上がり伸びているんですけど、一旦、令和4年度では下がりました、令和5年度では若干給付のほうに戻りつつあるという状況を示しております。

○兼本委員

最後の折れ線グラフ、もう一度、もうちょっと分かりやすくお願いします。

○高齢介護課長

この実際のその年度の給付費と地域支援事業に使った、主に歳出の部分と考えていただいたらいいかと思います。当然令和2年度までが、大体130億円で上り調子でいったんですけど、令和3年度、4年度が実際コロナとかの関係で給付の伸びが下がったと。実際5年度になりますと、若干また回復の兆しをしているかどうか、また給付が、サービスの利用とかが増えた関係で、給付が伸びてきているという状況になっております。

○兼本委員

それで、この令和5年度の介護保険事業計画の年度末残高の予定というのは、令和2年に決めましたよということでもいいんですかね。

○高齢介護課長

基本的に残高につきましては、3か年での計画、介護保険の設定につきましては、まず先ほどちょっと答弁いたしました中で——、すみません、1年目はまず積立て、2年目はバランスをとって、3年目は基本取り崩すという形になっておりますので、その計画でいけば、前期の残高がそのまま今期の基金残高という形で残るような形になりますので、ここは同じ数字が来たような形になっております。

○兼本委員

この第8期の計画を決めるときに、これは決められた数字ですかということ言っているんですけど。

○高齢介護課長

あくまでも予定ですけど、計画の予定ということで上げております。

○兼本委員

先ほど課長が答弁した内容になるわけでしょう、これ。もう1回お願いします。それからさっきの答弁なるのではない、違うんですか。

○高齢介護課長

先ほど言いました第9期の介護保険につきましては、3年間でバランスをとって保険料を設定しますので、前期の基金は基本の残るようにして設定いたします。当然、その経費の見込みでやっておりますので、給付は伸びればその基金を取崩して充てますし、逆に給付が下がれば、基金が積み上がってしまうという形になってきます。

○兼本委員

前回20段階に上げたのは令和3年度ですよ。令和4年度と予定では全く年度末の残高一緒ですよということなんだけれども、実際には年度末残高は増えています。最後、ちょっと具体的に言ってもらっていいですか。だから——。そのあわせて、そして最初の原資に戻すでしたか——。ちょっとそれと何か合わないような結論——、ごめんなさい、僕がちょっと理解不足で申し訳ないんですけど。

○高齢介護課長

考え方としましては、一番上が新規積立てになってきます。第8期で見いただくと、ここは基本数字が入っているんですけど、本来、通常の介護保険計画の組み立てでいきますと、令和3年度にここに積み上がった分が、今度は令和4年度ではゼロになりまして、令和5年度で

この令和3年度につながった分を取崩して使うような、3年間のスパンの計画を立てる形になってきます。ただ今回は、第8期につきましては、当然給付費がそんなに伸びなかったのが、当然基金を取崩したりする必要がなく、逆に収入のほうが多かったのが、これだけ残として基金が積み上がってしまったということになっております。

○兼本委員

要は保険料をいただいたけれども、サービス、事業にそんなに使ってないからということでもよろしいんですかね。

○高齢介護課長

そうです、簡単に言うと収入があったけど、その分歳出はなかったということで、その分が余ったということになって、基金が積み上がった形になっております。

○兼本委員

一番分かりやすかったです。この令和5年度というのは、様々な事業を行う予定で、当初年度末残高が減っているという考え方でよろしいんですね。違うんですかね。

○高齢介護課長

令和3年からの第8期につきましては、令和2年度に給付を、当然上昇を見込んでおりました。その折れ線グラフで見いただきますように、令和元年、令和2年、令和3年度と、折れ線グラフがちょっと右肩上がり、給付のほうが伸びておりましたので、今後3年、4年、5年も、こういった形で給付が伸びていくのではないかなというところで、保険料を設定しておいたわけなんですけど、当然コロナの関係とかで、その分サービスが使われた方が、利用が減った関係で、その分歳出が減ったということで、基金が積み上がったという形になっております。

○兼本委員

ということは、それだけサービスを利用する人が令和5年度は多く考えられていたということなんですかね。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

令和4年と令和5年でどういう違いがあって、そのようにお考えになられるんですか。

○高齢介護課長

給付の伸びにつきましては、3年、4年、5年と基本右肩上がりといいますか、そういう形で伸びていくことと推測しておりました。ですから令和4年度が下がって、令和5年度が上がるという、そういった考えではなくて、3か年を通して全体的に上がっていく考えで見込んで保険料を設定しております。

○兼本委員

ちょうどコロナの影響でということ言われたけど、折れ線グラフでいくと令和5年度は増加しているんでしょう、ということでしょう。違うんですかね。

○高齢介護課長

今度、令和4年から5年かけて、折れ線グラフが右肩に上がっておりますのは、今年5月にコロナが5類になった関係もありまして、その以降、利用者のサービスを利用される方が、増えてきたのかと。当然、様々な要因があるかと思うんですけど、その辺で上昇しているのではないかと考えております。この折れ線グラフにつきましては、ある程度実績といいますか、推計ではありませんので、現在の分であげております。

○兼本委員

事業が増えました。本来だったら、基金が減っていいわけでしょう、そしたら。ということでしょう。さっきの話だと僕はそう認識したんですが、違いますか。

○高齢介護課長

介護保険料は3か年を一つの計画期間として、保険料を設定いたしますので、ですから5年度は、給付が戻ってきたからといって、その分基金が下がるということではありませんし、もともと予算の給付費を見込んでおりますので、その辺から関わってくるかと思えます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 53

再 開 16 : 06

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

説明ありがとうございました。今回、令和5年度、実際には介護保険サービスを使用されている方が少なかったのは、コロナの影響ではないかというお話でしたが、実際コロナは令和2年とか、3年とか、4年に外出禁止であったりとか、いろいろあったのでそのくらいだったと思うんですけども、急に何か5年度で、もともとの事業の計画自体も給付額とかの想定も高かったんだと思えますけれども、5年度その分減ったわけですよ。それというのはやはりコロナだけの影響なんですか。

○高齢介護課長

主に大きいのはコロナの影響かと思うんですけど、当然この3年、4年のこの間につきましては、当然適正化事業の推進もしてきましたし、介護予防事業等も進めてきておりますので、その辺の効果もあったのではないかと考えております。

○兼本委員

今度の第9期の計画に当たって、このサービス利用をされる方等々の推移というのは、どのようにお考えなんですか。

○高齢介護課長

今そのグラフが示しておりますように、4年度から5年度、これは5年度の今回の補正予算ベースでの見込みの給付と地域支援事業費の額なんですけど、若干右肩上がりの傾向を示しておりますので、今後コロナもある程度収束しておりますので、6年度、7年度、8年度については、給付が今後、当然適正化事業を進めますけど、微増傾向に進んでいくのではないかとこのように考えております。

○兼本委員

伸びが増えるんだろうという計画だということですが、要介護等の認定者数とか、伸びの傾向とはいろいろあると思うんですよ。認定者数の推移であったりとか、それとサービス利用者数の推計であったり、そういったものをちょっと教えてもらえません。

○高齢介護課長

今後これも、当然認定者数とかの利用者数も増加傾向にあるのではないかとこの形で見込んでいきます。それと令和7年度には、団塊の世代の方たちがもう75歳を迎えますので、その辺も考慮した中で、算定のほうを適切に当たっていきたいと思っております。

○兼本委員

第8期のときのサービスのこのくらいの想定された分がありますでしょう。今回実際ちょっとその低い段階でも、令和5年度に上がりましたというお話でしたけども、ここの推移というのは、どの時点から。その前の8期の段階からそのまま見るのか、今の現状を考えて、ここからこれだけ伸びるのではないかとこのように見るのか、どちらなんですか。

○高齢介護課長

伸びにつきましては、先ほど言いましたように、ある程度、コロナの影響のことを考えます

と、収束の関係もありますので、今後の伸びで推測していきたいと考えております。

○兼本委員

現状をもう一度調べて、これからの伸びで計画していくということですね。今回、請願の内容は、基金がこれだけ、10億円ぐらい今回補正でも出ましたけれども、請願は8億5千万円ぐらいでしたか、書かれてありましたけど、こういった請願が、さっき藤堂委員のほうから質問あったときに言われていましたけれども、この請願が通ったら、保険料は下げるということで、考えられるんですか。先ほどの事業計画等々と考えて、考えられるのか、請願が通ればもう下げる方向で、今後の3年間を考えていかれるのか、どうなんでしょうか。

○高齢介護課長

先ほどから答弁していますが、今後の保険料の算定につきましては、今後の給付のレベルの関係とか、利用者のサービスの使用状況もありますし、国の報酬改定、国が介護人材の報酬の増額等も考えた中で、報酬改定をやっていきます。その中で3年間を見越した中で、検討した結果、例えば当然基金につきましては、ある程度取り崩す、それに充てることも可能ですし、その伸びの状況によっては、保険料が一概に下げられるのか、現状維持なのか、今のところ、そこをきちっと算定している状況でありますので、必ずしも今の段階で下げられますという形には、お答えはできないかと思えます。当然先ほど言いました積立て基金につきましては、当然算定の中でそれを取崩しながら保険料算定に充てていきますので、ただその問題としましては、今度、来期基金をどれだけ残していくのかということも影響してくるかと思えます。例えば、全額基金を保険料につぎ込みます、それで来年は基金が全くない状態でいったときに、予定より給付がどんと伸びたときに、逆に県のほうから借金しまして、その借金はどうなるかといったら、来期の保険料に上乗せして返すような形になっていきますので、基本そういったことはしたくありませんので、当然その適正な保険料の設定を今から検討していくことになるかと思えます。

○兼本委員

ということは、執行部としては、実際の今後の推移を見ながら、保険料を決定していくということですね。請願者のほうは基金が多いから、その分保険料が高いんじゃないかと。だからこれだけ、基金がたまっただけではないのかというようなご意見なんですよ。その辺りに関して、どのように考えられていらっしゃるのかをお伺いいたします。

○高齢介護課長

先ほどから答弁していますが、今回の保険料7770円という金額につきましては、今期第8期の給付を見込んだ中で保険料の設定をしておりました。その間、やはり先ほどの給付の見込みが若干思っていたよりも伸びず、その分が基金として多く積み上がっております。その残った基金につきましては、一応今期であれば来期の保険料算定の部分に、取崩した形で幾らかと充てるというような形で来期の保険料の若干抑制といえますか、保険料の算定にきちっと対応していきたいかと思っております。

○兼本委員

ということは、執行部としては、基金を若干取崩して、保険料を安くするんですよということで考えていますと、今の答弁なんですかね。

○高齢介護課長

基金を取崩して、ある程度、基金を使った中で算定していきますけど、実際、今の保険料から下がりますという形で、今の段階ではちょっとお答えできませんので、当然基金については活用していきますという答弁になるかと思えます。ですから基金を活用したからといって、現在の保険料が下がる確証はまだまだありませんので、実際そのような形の答弁になるかと思えます。

○兼本委員

ということは、基金は活用します。活用しますけど、それで下がるかどうか分からないということなんですね。今、飯塚市の介護保険は福岡県で何番目、2番目の高さですかね。

○高齢介護課長

1番目が広域連合Aというところで、2番目が飯塚市となっております。単独の保険者であれば、1番目ということになっております。

○兼本委員

それは利用者が多いからなんですか。それとも今後、高齢者が増えるからその辺りを踏まえたとことろでということ、他市よりも高いということ、算定されてあるのでしょうか。

○高齢介護課長

当然、他市と比べまして、利用者の方とか利用の給付量を見込みまして、保険料を算定しますので、その分保険料が高くなっているということと考えております。

○兼本委員

その利用料は、ほか他市よりも多いんだと。ごめんなさい。サービスが他市よりも飯塚市のほうが多いんですよということですよ。例えば一つ方法として、保険料を安くするために、そこまで必要ではないサービスも実はあるのではないかと、もうこれはあんまり使わないから、飯塚市は、この事業をやめてもいいんじゃないかといったようなものはないのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:19

再 開 16:20

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

市のほうがサービスを取消しはできないんですけど、基本適正な給付の部分で、介護給付の適正化の事業を市としては進めております。当然、介護給付費を必要とする方を適正にまず認定すること。それと受給者が真に必要なサービスを、介護サービス事業者が適正に提供することを促すことといった形で、過度なサービスはできませんというか、それがあつた場合については、適正なサービスを行っていただくような形での事業を進めております。

○兼本委員

だとすると、ほかの自治体とどういったところで介護料が変わってくるんですかね。

○高齢介護課長

今、手元に資料はないんですが、一つは飯塚市につきましては、介護をする事業所が多いのと、県内でいきますと1人当たりのサービスの利用量が一番高い状態にあります。

○兼本委員

介護事業者が他市よりも多い。もう一つは、理由をされる方が多いということですか。利用量は高いというのはどういう意味ですかね。

○高齢介護課長

当然介護認定者の関係で利用される方も多いし、1人当たりのサービスを利用される量も多い状況となっております。

○兼本委員

サービスを受ける量が多いということですか。

○高齢介護課長

介護認定を持っていらつしゃつても、当然のサービスを使つていらつしゃらない方もおられます。当然その人によっては、自分が使える量を最大限使う方もおれば、使えない方がある中で、平均をとりますと飯塚市では1人当たりのサービスの量が多いという結果が出ております。

○兼本委員

そこで、介護料が高くなると。それはさっきの適正化とか、あと必要のないサービスを受けては駄目ですよというような話ありましたよね。ほかの市は、そこまでしてないけど、飯塚市はここまでしますよみたいなところがあるということなんですかね。

○高齢介護課長

恐らく適正化事業につきましては、どちらの市町村もやられているかと思うんですけど、特にうちのほうは適正化担当も配置しておりますので、その辺で力を入れて推進をしております。

○兼本委員

推進しているから利用量が多いということですか。

○高齢介護課長

適正化事業を推進しておりますので、適正なサービスを受けていただくように進めているとか、過度なサービスとかあったものについては、その人に合ったサービスをきちっと提供してくださいということで、事業者等の指導とか、相談を受けておることになっております。

○兼本委員

その使用量を下げするために、その適正化計画を見直すというようなことはしないわけですよ。ごめんなさい。保険料を下げようと思えば、要は今受けているサービスが受けられなくなる可能性が、あるのかないのか。

○高齢介護課長

今認定を持っていらっしゃる方のサービスにつきましては、その方が当然必要なサービスであれば、当然受けていただく、ご本人の希望で受けていただく必要がありますので、それを市のほうで、保険料を下げたいから、サービス量を低下させてから、下げますということではありません。先ほどの適正化事業も、サービス量を決して抑制するわけではありません。

○兼本委員

ちょっと理解不足で申し訳ないんですけど。それで何でほかの市町村と違うのかなと、高いのかなと。考え方が、飯塚市のほうが介護保険の利用に関して、幅が広いのかなあというふうに思ったんですけど、そうではないわけですか。であるならば、ほかの自治体と変わらないぐらいの金額でできるのではないかなと。施設が多いからと言われるんだったら、そうかもしれないけども、ほかも同じような考えで、自治体はやってあるのではないんですかね。

参考に資料が欲しいんですよ。その飯塚市の保険料が今現在適正なのかどうかとか、何でほかのところも高いんだとか、そういったところがないと、今基金を取崩してというお話がありましたけれども、そういった話になってくるのに、そういった資料等々をいただかないとちょっと判断できないかなと私は思いましたので、できれば、そういうものを準備していただけないかなと思います。

○委員長

今のは資料要求ということでいいですか。

○兼本委員

すみません、資料要求したいので、委員長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

内容について、もう1回言ってもらっていいですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:31

再 開 16:35

委員会を再開いたします。

○兼本委員

すみません、資料要求は取下げさせていただいて、他市と飯塚市との違いというのがあれば、教えてください。

○高齢介護課長

他市と比較しまして、飯塚市はまず一つは認定率が高い状況にあります。それともう一つは先ほどサービスを利用できる事業所の数が多い。それとあと単身の高齢者も多いのが一つかと思えます。当然単身であれば、ご近所の方とかが、ある程度介護してくれればいいんですけど、誰もしてくれる方がいなければ、そういうサービスを利用してしまうという形になってきますので、そういった要素も含めまして、給付費の伸びが他市よりも多い状況となっております。

○兼本委員

認定率が高い、事業所が多い、単身の高齢者の方が他市よりも多いんだということですね。そういった中で、基準を決められて、そして、そこから基金をいくらお使いになられるか分かりませんが、使った残りを今度保険料にしていくというようなお考えをお持ちだということでしょうか。

○高齢介護課長

その形で給付費の伸びを予測しました中で、基金もある程度取り崩した中で、新しい適正な保険料を算定してまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

介護保険料、全国水準44位ということなんですけど、どういう順序になっているか、ちょっと紹介してもらえますか。

○高齢介護課長

第8期の保険料でいきますと全国で44番目が飯塚市となっております。所得水準等の比較は難しいんですけど、本市よりも基準額が高い43市町村の内訳としましては、市が6市、町が25、村が12村となっております。

○川上委員

そこで、その要介護度の認定状況、先ほど委員からの質問の中で、飯塚市は全国平均よりも高いんだと言われました。確かに素案というか、事業計画原案の中にもそう書いているんですけど、どのくらい高いか分かりますか。

○高齢介護課長

すいません。その辺については把握しておりません。

○川上委員

原案の8ページに、全国、福岡県の認定率に比べて約〇ポイントほど高い水準になっていると書いてあるんですよ。高いということを決めとるんですね。何%かというのは書いてないんですけど、基準にもよりますけど、全国平均はですね、18.9ぐらいなんですね。という数字があります、18.9というのが。それから言えばですね、飯塚は2%ほど高いのかなと思いますけど、そちらで確認できますか。

○高齢介護課長

令和4年度の数値になりますけど、飯塚市が21.1%で、全国が19.1%になります。

○川上委員

先ほど自治体名はありませんでしたが、それだけの市6、町25、村12が、飯塚市より高いと。どのくらい高いか関心がありますが、そこは飯塚市のこの認定率との関係でいうと、皆さん上回っていますか。

○高齢介護課長

すいません。そのデータを持ち合わせておりません。すいません。

○川上委員

今日はあれでしょうけど、請願審査と別の機会にですね、全国44番目ということですから、

認定率は44番目なのかと。それから施設の整備状況、何を基準にするかによるけども、44番目なのかということ調べれば、皆さんが言っている飯塚市がこれほど高い原因がそこにあるというのはね、そうじゃないんじゃないかということも見えてくるのではないかと思います。

それから、もう一つは、原案の81ページに、先ほど答弁の中にもありましたけど、今後のさらなる高齢化の中で認定者数や介護給付費が増加を続けていくことが懸念されますと書いていますよね。それに近い答弁もありました。81ページの中程ですよ。この評価はどこから来ているのかというのがちょっとあるんですよ。それでね、高齢者人口の今後の推移をどう見るのかというのがあります。65歳以上、75歳以上というのがありますよね。それからもう一つ、その中で認定者数はどうなのかと。さらに現在の利用者数はどうかということが問われるわけですけども。そこでまずですね、65歳以上の高齢者人口の推移、この間の推移、見直しについて、どういうふうになっているか、ちょっと紹介してください。65歳以上。

○高齢介護課長

すいません。65歳以上の今後の推計になりますけど、65歳人口でいきますと、令和6年度が4万216人、令和7年度が4万91人、令和8年度が3万9798人で推計しています。これ総合政策課の今後の人口推計を活用しております。

○川上委員

それで65歳以上という点で見ればですね、既にピークを超えていますよね。令和3年が、コロナ2年目のあの年がピークだったんですね。だから高齢者人口は、何となく増えていくかというふうに思うわけでしょう。だけど、増えていかない、減っていくようになっているわけですね。令和22年の数字があるでしょう。何人になっていますか、65歳以上。

○高齢介護課長

令和22年度の推計でいきますと、3万7034人となっております。

○川上委員

介護の対象としては、重点かなと思われる75歳以上の皆さんは、どの辺がピークになるでしょうか。

○高齢介護課長

75歳以上の推計になりますけど、令和6年度でいきますと2万2215人、令和7年度でいきますと2万2902人、令和8年度になりますと2万3470人という形になっており、先ほど言いました令和22年度を参考しますと2万2928人と、令和8年度からみて減っておりますので、その間どこかでピークを迎えるんじゃないかというふうに考えております。

○川上委員

そうしますと、第9期、令和六、七、八の間に、65歳以上は低下します。だけど75歳は微増しますと。だから、やっぱりもしかしたら、認定者数が増えて、介護給付費も増嵩するのではないかという懸念を、先ほど言った81ページを示していると思うんだけど。一方で、要介護等認定者数というのがありますよね、この間の動向が8ページに記載がありますけど、どうなっていますか。

○高齢介護課長

要介護認定者総数につきましては、1号被保険者の認定者数につきましては、平成30年度が8686人、令和元年度が8767人、令和2年度が8703人、令和3年度が8788人、令和4年度は8495人、令和5年度の見込みは8297人となっております。

○川上委員

それは第1号認定者数と呼ばれているくくりの数字ですね。それで認定者計というのがありますでしょう。これが、上のグラフに書いてありますね。グラフになっていますね。これを見るとね、平成30年からR元年、1年には伸びて、R2には落ちているんですよ。R2はコロ

ナの年ですよ。R3年で伸びるけど、R元年、1年と同数なんですね。そのあとR4年見てください。8582人。R4と言ったかな。R5は8377なんです。この傾向は、認定率が下がればそれでいいのかというわけにはいかないと思うけど、認定者が少ないということがいいことかどうかは別だけど、現実の数字はこれなんですね。これは伸びていく要素が、何かありますか。

○高齢介護課長

令和3年度から4年度にかけては、総合事業への移行とかフレイル予防事業とかに結構力を入れてきましたので、その分の成果が出ているのかと。ですから要支援1、要支援2の数字が減っているかと思えます。

○川上委員

すぐ下の要介護等別認定者数の推移で見れば、要支援1、2が減り、これ介護保険と違いますね。要介護1、2は増えているんですね。要介護1、2が増えているんですね。で、要介護3が減って、要介護4、5は少しですよ、全体として、そういう傾向がベクトル的にはあるわけですけど。それで、先ほど高齢者人口の推移を聞きました。65歳以上、75歳以上、低下と伸びがある。認定数は今のところかなりの勢いで低下、減少がある。そうすると、認定を受けた8500人前後の人達のうちで、実際に利用している人たちは何人ぐらいか、この原案ではちょっと私が見つけ切れなかったんですよ。分かりますか。

○高齢介護課長

すいません。その辺の数値は分かりません。

○川上委員

高齢者人口の動向、それから認定者数の動向、さらに認定を受けた人が100%サービスを受けるわけじゃないでしょう。認定を今のうちに受けておこうと。もうちょっと頑張ろうとか。実際に利用料を1割ないし2割払って、サービスが受けられるかどうかという人たちがどのくらいの割合かというのは、あなた方の言う、伸びるかもしれないという、何だっけ、介護給付費の動向に直接影響するのは、これですよ。利用者の動向がこれなんですよ。でもこの原案の中にはそれが書いてないし、ここで聞いても答弁ができないという、分かりませんという状況でしょう。どうやって給付費が増加をし続けることが懸念されるという、エビデンスというか、根拠、証拠があるのか、そこは分かりません。で、戻りますが、9期を考える上で、期首、最初の基金残高がね、どれぐらい必要かと判断したら、それ以外は要らないわけですから、当然、介護保険料引下げのほうの活用に回すわけでしょう。ですから——、質問しましょう。そうですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そしたら、期首の残高をどう見込むかというのが重要になるとは思いませんか。

○高齢介護課長

当然、先ほど言いましたように、当然残高の見込みによっては、もし給付費が急に伸びたときに、赤字というか、県から借金等をするような形になっては困りますので、その辺は当然見込んだ中で算出していくと思えます。

○川上委員

先ほど介護保険特別会計（1号）補正のやりとりの中で、部長が、途中でお金が足りなくなったら困りますって言われたので、それでも飯塚市は倒れないし、特別会計は倒れませんよねという話をしました。それで、そういう事態は避けなければならないだろうと思うんですけど、オートレースでも潰れていませんからね。全然性質の違うものだけど、倒れないように制度設計されているわけです。そうするとね、8期のように高い介護保険料を設定されて、そして、

2億5千万円が計画値だったのに、10億も、計画より7億5千万円たまっただけでしょう。で、説明はできますよね。こういう事情でたまりました。しかし、飯塚市は倒れない、介護保険特別会計は倒れなかったけども、7億5千万円分のね、負担を乗せられた高齢者は、倒れた方はたくさんおられるんじゃないですか。ですから、8期で整理できるものは8期ですということになるんですけど、9期で、もし万一ということがあった場合は、それは9期で対応していくことになるでしょう。部長が次の世代にとかわれたけど、そうならない。9期で対応していくことになるんじゃないですか。公的支援もあるわけですから。だからね、必要な出費は過大に見積ります。そうすると基金がたまるようになります。たまった基金は次に回す、次に回して次に回すって言うからね、どんどん基金が増えていくと、基金ってそういうもんじゃないんですか。介護保険料と公的支援によって整理しないといけないやつをね、何だか知らないけど、基金、全然取崩してないでしょう。先ほど出された資料でも、当たり前の取崩しが2回あっただけ。ほか取崩してないでしょう。その取崩した2年度はもちろん積立ってないけど、そのほかずっと積み上げっ放しでしょう。ここに、何ていうかな、社会的要因があってね、そういうことになったんでしょうけど、なった以上はね、何ていうかな、活用を先に取ってしまって、残った分で引き下げようかなぐらいじゃなくって、まずこれだけは取り過ぎたんだから、7億5千万円、これぐらいのボリューム感をもって、先ほど還元ですかって聞かれましたけど、返すというボリューム感を持ってね、それで期首の残高を考えていくという、重点をそちらのほうに置いたほうがいいんじゃないかと――

○委員長

川上委員、質問をお願いいたします。

○川上委員

どう思いますか。

○高齢介護課長

先ほどからの基金については、どれだけ残す、残さないは、当然、来年度の保険料を算定した中で決定していきます。もしも第9期に基金を残す幅が少なくて、そこでもし基金を食い潰して、足りなくなったときは県からの借金という形になります。その借金は、9期ではなくて第10期の保険料に上乗せして徴収することになりますので、基本そういった形は取りたくありませんので、9期につきましては、それに見合う分の基金残高を残す必要があるかと思えます。それについては先ほど言いましたように今後の給付の見込みとか、国からの報酬改定の率とかを勘案した中でですね、当然職員のほうも、今回のように、第8期については、給付費の関係で、コロナの影響もあったかもしれませんが、残ってこれだけ積み上がってしまいました。同じようなことにならないようにですね、日々努力しながらですね、係員もそれぞれ担当も頭を悩ましながら、今、算定とかいう情報収集に当たっている状況でございます。

○川上委員

同じやり取りを3年前にやったでしょう。対象が増えます。認定率が高いです。そのとき、国のレベルとあまり変わらなかったよね。それから、サービス基盤が充実しているの、介護保険料が高いことは必ずしも悪いことではありませんとか言って、適正化は五本柱でやりますからとか言って、それで値上げしたのが今の介護保険料じゃないですか。何か交通事故にあったわけじゃないんですよ。やっぱり。途中で見直すこともできたわけじゃないですか。そういうことを考慮すればね、何かこう、介護保険事業ができなくなりますよと、相当な基金を頭に持っておかなければというように言うのはね、不必要に多面にする宣伝と言われても仕方がないんじゃないかというふうに思います。答弁できますか。

○高齢介護課長

当然第8期の状況も鑑みながらですね、当然第9期の保険料の算定につきましては、検討しながらやっております。当然もしかして伸びるかもしれない確信があり、給付が多く見込みま

したら当然、その保険料が上がるような形になってきますので、そこについては、適正な保険料の算定ができるような形で情報収集等やりながらですね、それこそ今後の見込みを立てながら算定していくようにしております。

○川上委員

それで、今情報収集とおっしゃったでしょう。市民意見募集ですよ。12月1日から、今、何通ってというか、回答数はどのくらい集約していますか。

○委員長

川上委員、これ報告のところになっているので。（発言する者あり）できますか。

○高齢介護課長

今12月1日から、それぞれの交流センターとか18か所に、意見募集の箱を用意しております。大体、週単位でですね、一応確認してもらおうようにしておりますので、現在のところ、まだ第1週の集約は行っておりません。

○川上委員

3年前も同じ時期の市民アンケート募集でしたか。

○高齢介護課長

はい、第8期のときも12月に実施しております。

○川上委員

何通でしたか。

○高齢介護課長

3件の意見があっております。

○委員長

川上委員、質問が報告事項のところになっていきますので、請願についての質問でお願いいたします。

○川上委員

先ほど情報収集すると言われましたけど、市民意見募集をせっかくしてるわけだから、ずっと委員から、私、紹介議員として、委員からの質問にこんなことがありましたという、本当に、よしずの先から見るみたいな感じのことではないかと思えますけど、それでもそれだけひどいこと、深刻なことがあって、明らかにしていったんだけど、きちんと把握していく必要があるんじゃないかと思えます。

いずれにしても、介護保険料の引下げは、ぜひお願いしたいと思えます。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

最後、確認なんですけど、今後の伸び率と、それと、あと国の報酬改定を鑑みて基金の取崩しを行いながら、今後、考えていく。それは請願が出てようが出てなかろうが考えていくというふうに受け取ったんですけども、ちょっと私の認識が間違っていないかどうかだけ確認なんですけど、お願いいたします。

○高齢介護課長

保険料の算定の考え方につきましては、請願が出る前から同じように答弁しておりますので、当然基金につきましては、今後の給付の見込みとか、そういった算定の中で、取崩し額も検討しまして算定していくようにしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 17:03

再開 17:14

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「請願第4号 介護保険料の引下げに関する請願」につき、賛成の立場で討論を行います。

第1は、とりわけ物価高騰と生活を圧迫する社会状況が広がる中で、高い介護保険料が高齢者の生活に不安を及ぼしています。第2に、必要な人が必要なサービスを受けられる安定的な介護保険事業を確保するという視点。さらに3点目は、介護保険給付費等準備基金の増大が、12月補正で10億円を突破し、計画目標の2億5千万円を7億5千万円はるかに超えていることなどを考慮し、ぜひ介護保険料引下げをお願いしたいとする請願に、議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第4号 介護保険料の引下げに関する請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本件は、採択すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）の市民意見募集について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）の市民意見募集について」ご報告させていただきます。

資料1の「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」をお願いいたします。本計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定するものであります。

今回策定中の第9期計画では、計画の基本理念を変更しております。国の基本指針にもあります「地域共生社会の実現」と「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組みの促進」を目指すため、第8期「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現 ～健康で安心して暮らせる長寿社会を目指して～」から第9期では、「ともに支えあい、高齢者が笑顔で健やかに暮らせるまち ～健幸で安心・安全な長寿社会を目指して～」に変更いたしました。

また、高齢者保健福祉計画では、新たに「重層的支援体制整備事業の推進」を掲げております。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもので、相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障がい者福祉、児童家庭福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施することとされており、重層的支援体制整備事業の推進を念頭に、高齢者福祉分野の施策に取り組むこととしています。

それでは、表紙の次にあります「目次」をご覧ください。この計画の構成でございますが、第1部総論と第2部各論の2部構成となっております。記載のとおり、第1部総論は3章建

て、第2部各論は6章建てとしております。

主な内容について、ご説明いたします。1から3ページが「総論 第1章 計画の概要」です。今回の第9期計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年、2025年に加え、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年、2040年を見据え、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けた取組を進め、介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者が住み慣れた地域で、互いに支えあいながら健康かつ安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

本計画の法的な位置付けは、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものでございます。

4ページから20ページにかけては、「総論 第2章 高齢者等の現状と課題」となります。

4ページの「人口の推移と将来推計」では、本市におきましても、全国的な傾向と同様に、長期の人口減少過程に入っており、人口は年々減少していきませんが、高齢化率は上昇を続けるという少子高齢化が進んでいくと推測されます。

8ページには、「3. 要介護等認定者数の状況について」、9ページから14ページには、高齢者実態調査結果より集計されました「高齢者の心身状態や生活状況等の現状」についてを、15ページから20ページには、第8期計画の進捗管理を記載しております。

続きまして、21から26ページにかけては、「総論 第3章 計画の基本的な考え方」、「計画の基本理念」、「計画の基本目標」、「計画の体系」及び「日常生活圏域の設定」を記載しております。新基本理念の「ともに支えあい、高齢者が笑顔で健やかに暮らせるまち ～ 健幸で安心・安全な長寿社会を目指して～」を元に、本市のすべての高齢者が、自身の暮らす地域で、互いに支え合いながら健康かつ安心して暮らせるように、6つの基本目標とその体系に基づき、目標達成のための関連施策を推進してまいります。

次に、「第2部各論」のご説明をいたします。ページが飛びますが、32ページから42ページにかけては「各論 第2章 ともにつながり支えあう地域づくり」となります。先ほど基本理念のところでも説明しました「地域共生社会の実現」に向け、「総合的な情報提供・相談体制の充実」、「地域における見守り体制の充実」、「ボランティア活動の推進」、「医療と介護の連携の推進」、「多様な生活支援の充実」、「家族介護者支援」の6つの取組について記載しております。

次に、46ページから51ページにかけては、「各論 第4章 認知症施策の推進」となります。令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが示されています。本市としましても、認知症に対する知識の普及啓発、認知症予防及びケアの推進、認知症に関する相談や家族支援の充実に向け認知症施策全般の推進に取り組んでいくこととしております。

56から82ページにかけては、「各論 第6章 介護保険事業の推進」となり、この部分が介護保険事業計画であります。

なお、56ページ以降、介護保険事業に係る各種推計値（認定者数、事業量、給付費、保険料）の表が所々出てまいります。数値が入っている部分もございますが、集計中や空白の部分は、本資料の表紙、中央の四角で囲んでおります中に記載しておりますとおり、数値については、現時点の暫定値となっております。今後、国から介護報酬の改定や算定に必要な諸係数等の提示があるため変動がございますので、ご了承願います。

66ページから71ページには「3. 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組」を記載しております。

72ページからは「4. 給付費の算定と介護保険料の設定」になります。介護保険料の算定にあたっては、「見える化システム」を活用し、給付費の見込みや推移の入力により保険料を算定する作業を進めておりますが、国から介護報酬の改定などの指針がまだ示されていないことから、保険料の確定はできておりません。確定は年明け以降の予定となっております。

76ページから82ページには「5. 介護保険事業の円滑な運営のための取組」を記載しております。

介護保険制度の持続可能性の確保に向け、今後も引き続き、介護保険事業を円滑に運営していくために各種取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民の方への意見募集につきましては、配布しております、もう1点の資料2をお願いいたします。本計画素案について、よりよい計画とするため、市民の方々に本計画素案を公表し、市民意見募集を行っているところでございます。

公表期間については、令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで、閲覧場所は、市ホームページ、本庁高齢介護課、各支所市民窓口課、中央公民館、各地区交流センターとしており、資料の次ページに閲覧場所の一覧表を記載しております。

市民の方々から提出いただいた意見につきましては、2月上旬に市の回答、考え方を添え、閲覧場所において公表することとしております。

今後のスケジュールとしましては、市民意見募集を行いましたのち、2月上旬に諮問機関の高齢社会対策推進協議会から答申を受け、3月議会にて条例改正案の上程及び本委員会にて計画策定の報告を行う予定としております。

以上、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）の市民意見募集について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第4期飯塚市障がい者計画及び第7期飯塚市障がい福祉計画・第3期飯塚市障がい児福祉計画（素案）の市民意見募集について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「第4期飯塚市障がい者計画」、「第7期飯塚市障がい福祉計画及び第3期飯塚市障がい児福祉計画（素案）」の策定と、市民意見募集についてご報告申し上げます。

資料は、計画概要のほか、計画素案を2種類提出しておりますが、概要に沿って説明いたしますので、計画概要の1ページをご覧ください。

今回、ご報告しますのは、「第4期障がい者計画」と、もう1種類として「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものでございます。それぞれ、現計画が令和6年3月で終了することから、令和6年4月を始期とする次期計画を策定するものです。

まず、1 計画の位置づけ等につきましては、「第4期障がい者計画」は、障がい者基本法第11条の規定に基づき、障がい者の生活全般に関わる市町村の施策の基本的方向性を定める計画で、計画期間は、あとで説明いたしますが、現行の計画期間が10年間であるものを、令和6年度から11年度までの6年間に短縮しています。

「第7期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法と略してありますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間としています。

両計画は、このページ右側の表に掲載していますように上位計画である「飯塚市総合計画」

「飯塚市地域福祉計画」との整合性を図りながら策定しております。

次に、2 策定にあたりましては、計画の素案につきましては、附属機関であります「飯塚市障がい者施策推進協議会」に諮問し、審議を経て作成いたしております。

それでは、計画素案の内容について説明いたします。概要の2ページをご覧ください。「第4期障がい者計画」は、総論、各論からなる構成で、各論では、基本目標に基づき、障がい者施策を9つの分野に分けております。

2 策定のポイントとしまして、まず、「計画期間」を見直しております。第3期の計画期間は、平成26年度から10年間としていましたが、この間、障がい者差別解消法や情報アクセシビリティ推進法など、新しい法律が施行され、障がい者福祉施策の変化が著しいことから、障がい者計画の期間を従来の10年間から6年間に短縮しました。また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画と更新時期を合わせたことで、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の更新時期に、障がい者計画の中間見直しを行うことができ、制度の変化等に柔軟に対応できるようにしました。

2つ目として、障がい者計画では、基本理念と4つの基本目標を定めておりますが、いずれも現在の計画と趣旨を同じくすることからこれらを踏襲しました。また、障がいに限らず、子育て、介護、生活困窮など複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設に取り組みます。

3つ目として、計画では、国や県の計画の動向に基づき、事業や取り組みを掲載しており、新たな施策や拡充していく主なものについて掲載しております。

次に、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について説明しますので、概要の3ページをご覧ください。

1 計画の概要ですが、本計画は、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づき、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して作成しております。

第3章におきまして、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定しております。

第4章から6章では、各年度のサービス需要を見込むとともにサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めております。

次に、計画策定のポイントとしまして、1つめに本市の状況の変化として、障がい者手帳の取得状況では、精神障がい、知的障がいのある人は増加傾向にあり、身体障がい者は、減少傾向にあること、また、サービス利用者及びサービス事業者が増加していることを挙げております。

2つ目として、国の「障害者基本計画（第5次）」を踏まえた前期計画の振り返りとして、4つの強化ポイントが必要となっており、障がい者の地域生活支援、福祉施設利用から一般就労移行への取り組み、障がい児の地域社会への参加・包容、インクルージョンと言いますが、相談支援体制を上げており、現計画期間の実績からサービス利用者及び事業所の増加を勘案した向こう3年間の必要量の見込みの精査を行っております。

3つ目として、国の基本指針等に基づき、取り組み等を追加しております。

最後に、概要の4ページをご覧ください。まず、今後のスケジュールとしましては、意見募集を行い、その後、計画案の修正を含めた検討を行ったうえ、回答を一定期間ホームページで公開いたします。

また、1月に開催予定の飯塚市障がい者施策推進協議会にこの結果を報告し、最終的な審議を経て、3月に同協議会から市長に答申を行う予定としております。

市民意見募集については、広く市民や市内への通勤・通学者から意見を募り、計画内容の充実に努めるため、令和5年12月1日から令和6年1月4日まで実施しているところです。閲覧場所については、本庁及び各支所、中央公民館、交流センター、社会福祉協議会の本所及び支所、サンアビティーズいづかに設置及び市のホームページへの掲載を行っており、直接の投函だけでなく、郵送、FAX、電子メールなどの方法でも応募できるようにしております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 17:35

再 開 17:35

○副委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

少しだけ質問させてください。報告で、今回、これからの流れがすごくよく分かりました。第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画の素案を見せていただきましたが、前回の6期の障がい福祉計画、第2期の障がい児福祉計画に比べると、大変文言も整理されており、障がい児の状況、幼稚園の状況など大変細かくされていて、状況が大変分かる部分がありました。しかし残念ながら、特別支援学校に通学している子どもたちが全く載っていないんですね、今回。その理由について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

大変申し訳ございません。これは完全に私たちのミスでございます。教育委員会の照会をかけるというものを忘れておりますので、次のですね、推進協議会がございますので、その場に対して、こちらに加筆を行い、説明を行う予定とさせていただきます。大変申し訳ございません。

○金子委員

この件に関して、私、前回の第6期の福祉計画を、12月の福祉文教委員会で見ていただいたときに、なんで特別支援学校の子どもたちが載っていないのか、おかしいと言ったら、そのとおりですと言われまして、3月の福祉文教委員会にはきちんと報告されました。私はよかったなと思って、そして実際に、紙ベースのものでもしっかり書かれてあったことも確認しています。しかし、ホームページには、今回の、今やっている第6期福祉計画も、第2期障がい児福祉計画も載っていないんですね。それは間違いないですか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。これも3年前の策定時のときから載せておりませんでした。

○金子委員

まず、本当にホームページと紙のベースのものがリンクしていないのもおかしいし、実際、私も検索をかけたら、12月に福祉文教委員会で提出されたものが、検索がかかるんですよ。実際の計画は出てこない。何か本当おかしいと思う——何ていうかな、管理がおかしいんだと思うんですよ。1番大事な計画をホームページに載せていない。それも気がつかない。そして、私が、特別支援学校の子どもたち、飯塚市に住んでいて、飯塚市立の小中学校に行っていない、ある意味行けなかった子どもたちが置き去りにされて、福祉計画が立っているというのは、この障がい福祉計画が立っているのは、大変遺憾だし、本当に特別支援学校に行っている子どもたちやその保護者のことを考えると、本当に、私はある意味、人権問題だと思います。なので、本当に反省していただいて、しっかり計画を、誰にでも分かるように管理してください。

い。これは要望としてお願いいたします。

そしてまた、もう一つお聞きしたいんですけども、この相談の中で、子どもたちの相談、22ページですね、相談支援体制をしっかりとやっていきますということなんですけど、状況を見たら、基幹相談支援センターにおける相談件数の推移は載っておりますが、トントンの相談件数が全く載っていない。これはどういう理由でしょうか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:40

再 開 17:41

委員会を再開いたします。

○金子委員

要望に変えます。せっかく相談体制をしっかりとやっていくということであれば、本当にトントンさん、今回頑張っているなという実績があったと思うんですね。なので、しっかりそのところも、現状として挙げていただけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:42

再 開 17:42

○委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。